

積丹町ごみ処理基本計画

令和 4 年 3 月

積 丹 町

目 次

第 1 章 計画策定の趣旨	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の位置づけ	2
第 3 節 計画期間及び計画目標年度	3
第 4 節 計画対象区域	3
第 2 章 地域の概要	4
第 1 節 自然環境	4
1. 地理的・地形的特性	4
2. 気象	5
第 2 節 社会環境	6
1. 人口の現状	6
2. 産業の現状	9
3. 観光	10
4. 交通	11
5. 土地利用	11
第 3 節 将来計画	12
1. 総合計画	12
第 3 章 ごみ処理の現状と課題	14
第 1 節 ごみ排出の現状	14
1. ごみ分別区分とごみ処理フロー	14
2. ごみ量の実績	16
第 2 節 収集・運搬の現状	22
1. 収集区域	22
2. 収集・運搬体制	22
第 3 節 中間処理の現状	23
1. 中間処理施設の概要	23
2. 中間処理量の推移	25
第 4 節 最終処分の現状	26
1. 最終処分場の概要	26
2. 最終処分量の推移	27
第 5 節 ごみ処理経費	28

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価	29
第7節 ごみ処理の課題	31
第4章 ごみ排出量の予測	32
第1節 将来人口	32
第2節 ごみ排出量の予測	33
1. 計画手法とその手順	33
2. 推計結果	34
第3節 減量化・資源化目標	37
1. 国及び北海道の目標値	37
2. 国及び北海道の目標値との比較	38
第4節 排出抑制及び資源化施策	39
1. 施策ケースの設定	39
2. ごみの減量目標値の設定	39
3. 推計結果	39
第5章 ごみ処理基本計画	42
第1節 基本方針	42
1. 基本理念	42
2. 基本方針	42
第2節 発生及び排出抑制のための方策	43
1. 本町における方策	43
2. 町民における方策	44
3. 事業者における方策	45
第3節 排出抑制・再資源化計画	46
第4節 収集運搬計画	47
第5節 中間処理計画	47
第6節 最終処分計画	47
第7節 その他	48
1. 災害廃棄物に関する事項	48
2. 不適性処理・不法投棄対策	48

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の目的

積丹町では、平成 24 年 2 月に令和 3 年度を計画目標年次として定めた「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、「一人ひとりが取り組む循環型のまちづくり」を基本理念とし、さまざまな施策を進めてまいりました。

その間、世界的な廃棄物を取り巻く状況は変化しており、平成 27 年 9 月に開催された国連持続可能な開発サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、気候変動、持続可能な消費と生産などが重要な課題とされ、循環型社会形成への取り組みが進められています。

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月）」を踏まえ、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制などの幅広い課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略（令和元年 5 月）」が策定されました。

北海道においては、令和 2 年 3 月に「北海道廃棄物処理計画【第 5 次】」が策定され、国の基本方針（廃棄物処理法第 5 条の 2 に規定される「廃棄物の減量やその他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」）に即して、北海道の区域内における廃棄物の減量その他適正な処理に関する計画が定められています。同計画では、循環型社会の形成をさらに加速させるための新たな枠組みとして、平成 20 年 10 月に制定された「北海道循環型社会形成の推進に関する条例」に基づく「北海道循環型社会形成推進基本計画」における廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する個別計画としても位置づけられています。

積丹町においても、このような廃棄物を取り巻く社会・経済情勢の変化に対応し、近隣自治体と設立した「北しりべし廃棄物処理広域連合」の各種計画との整合を図りつつ、効率的な廃棄物処理などの施策を推進していくため、令和 4 年度を初年度とする新たな一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を策定することといたします。

第2節 計画の位置づけ

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画と当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

今回策定する「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下、本計画という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項及び「同法施行規則」第1条の3の規定に基づき策定するものであり、一般廃棄物（ごみ）の発生・排出抑制、減量化、資源化ならびに適正処理に関し、長期的、総合的な方向性を示すものです。

本計画の位置づけ及び他の計画との関係を図1-2-1に示します。

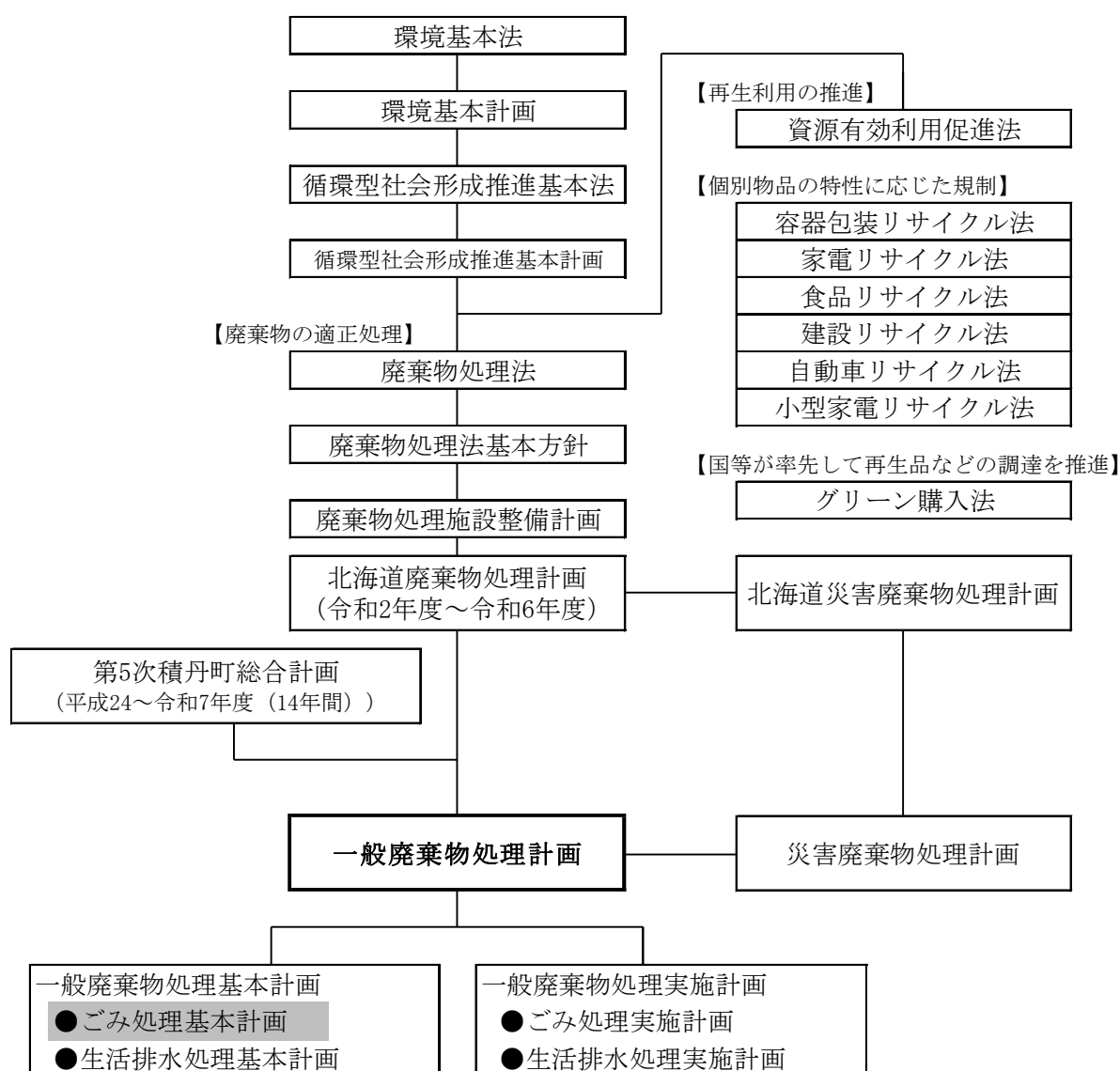


図1-2-1 本計画の位置づけ及び他の計画との関係

第3節 計画期間及び計画目標年度

本計画の計画期間は、令和4年度を初年度とし、令和13年度を計画目標年度とする10年間として定めます。

なお、中間目標年度である令和8年度に、社会・経済情勢の大きな変化や国・北海道における方針の変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行うものとします。

表1-3-1 計画期間

年度	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
内容・計画期間	計画期間									
					▲ 中間目標年度					▲ 計画目標年度

第4節 計画対象区域

本計画の計画対象区域は、積丹町（以下、本町という。）の行政区域全域とします。

第2章 地域の概要

第1節 自然環境

1. 地理的・地形的特性

本町の位置図を図 2-1-1 に示します。

本町は、北海道の後志管内、積丹半島の北西部にあり、南は神恵村、東は古平村、北及び西は日本海に面しています。海岸線は約 42km あり、ニセコ積丹小樽海岸国立公園は、国定公園として指定されています。また、本町内の 3 か所が海中公園の指定を受けています。

地形的特性として、那須火山帯の延長で積丹岳（1,255m）、余別岳（1,298m）などがあり、北西には積丹岬、神威岬などが突出し、海岸は隆起の海蝕を受け 100～200m の断崖地形が形成されています。なお、地質は安山岩質集塊岩又は凝灰岩あるいは火山性の第 3 紀堆積岩となっています。

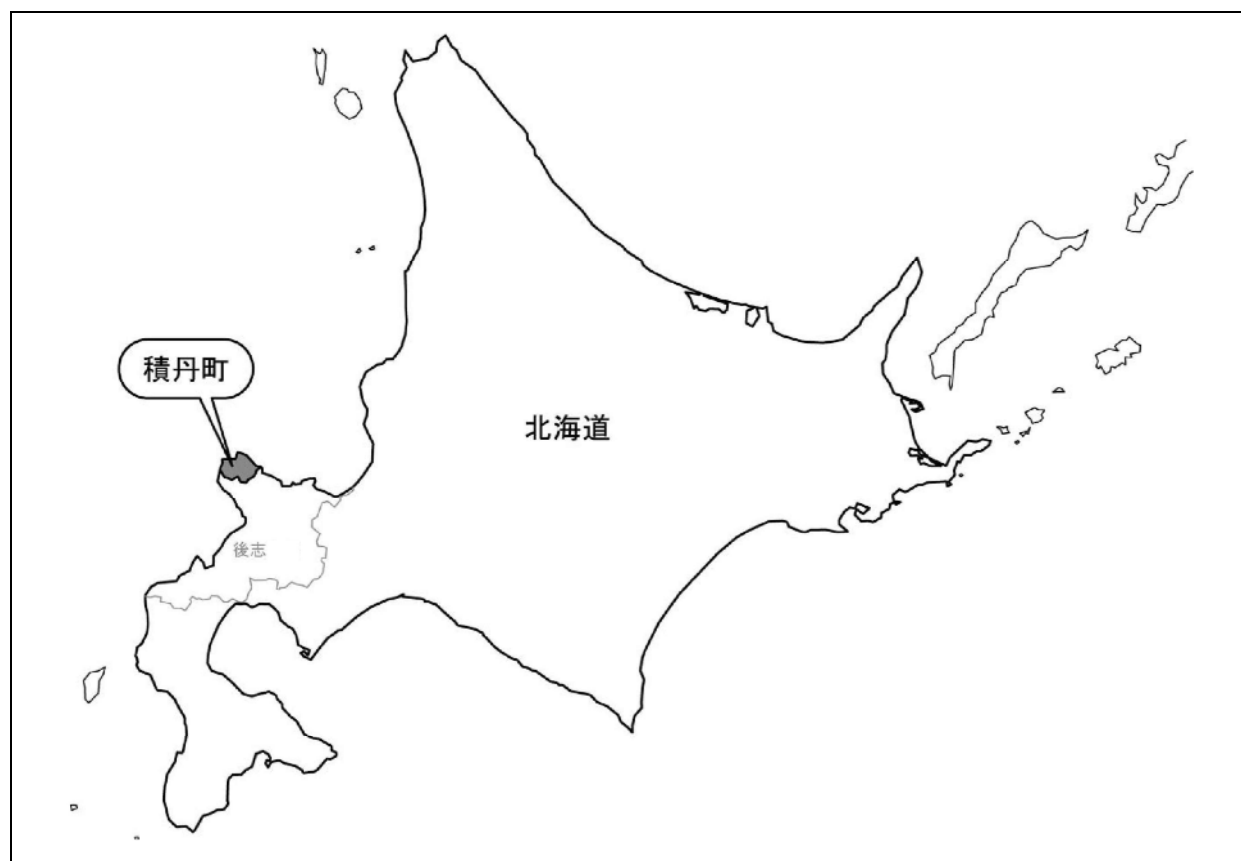


図2-1-1 本町の位置図

2. 気象

気温・降水量の状況を、表 2-1-1 及び図 2-1-2 に示します。

令和 2 年における気候は、平均気温が 8.4℃と、津島海流の影響を受け北海道内では比較的温暖な気候ですが、冬は半島特有の北西の季節風が強く、積雪量も多く、特別豪雪地帯に指定されています。

表2-1-1 気温・降水量の状況

区分	気温 (℃)			降水量 (mm)
	平均	最高	最低	
平成28年	7.8	31.8	-12.8	1,771.5
平成29年	7.6	31.9	-15.1	2,025.5
平成30年	7.9	34.0	-16.9	2,057.5
令和元年	8.3	33.7	-14.6	1,483.5
令和2年	8.4	32.5	-14.7	1,703.0
1月	-3.1	3.2	-9.7	66.0
2月	-2.4	9.3	-13.3	144.5
3月	2.2	14.8	-7.1	144.0
4月	5.0	17.4	-3.8	91.0
5月	12.3	26.3	0.8	66.5
6月	16.7	28.2	7.5	69.0
7月	19.1	28.0	10.5	52.0
8月	21.3	30.8	8.9	155.0
9月	18.7	32.5	8.7	90.0
10月	10.7	22.0	1.1	253.5
11月	3.9	17.3	-3.6	334.00
12月	-3.1	5.9	-14.7	237.5

出典：気象庁ホームページ（美国観測所）

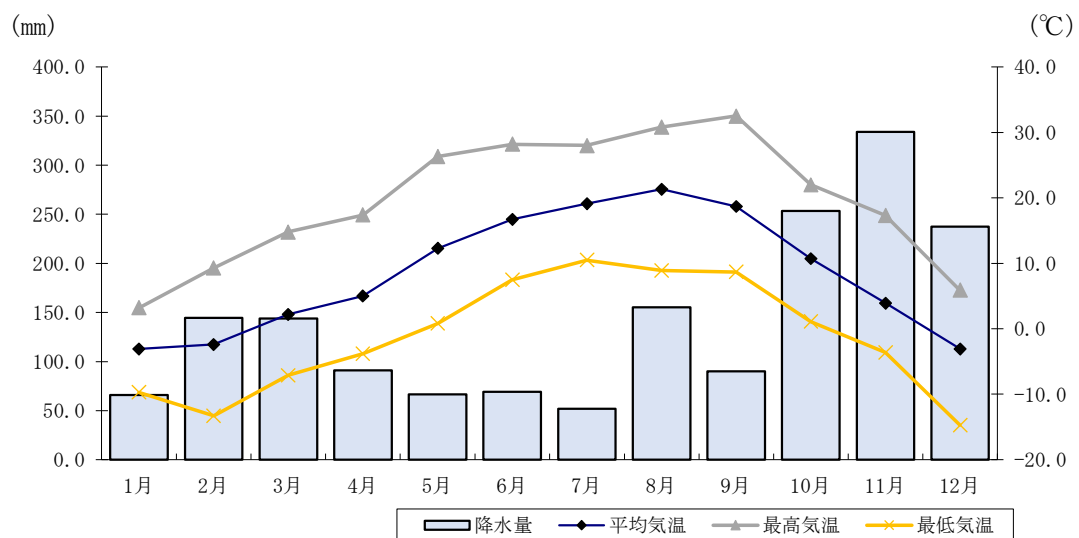


図2-1-2 月別気温・降水量（令和 2 年）（美国観測所）

第2節 社会環境

1. 人口の現状

(1) 人口及び世帯数の推移

人口及び世帯数の推移を表 2-2-1 及び図 2-2-1 に示します。

人口は、緩やかな減少傾向にあり、令和 2 年度の人口は、平成 23 年度と比較すると 575 人減少しています。

また、世帯数についても、緩やかな減少傾向にあり、令和 2 年度の世帯数は、平成 23 年度と比較すると 174 世帯減少しています。

一世帯当たりの人員では、平成 23 年度で 2.01 人/世帯、以降減少傾向にあり、令和 2 年度で 1.80 人/世帯となっています。

表2-2-1 人口及び世帯数の推移

区分	人口 (人)	世 帯 数 (世帯)	一世帯当たりの人員 (人/世帯)
平成23年度	2, 491	1, 238	2. 01
平成24年度	2, 426	1, 234	1. 97
平成25年度	2, 371	1, 201	1. 97
平成26年度	2, 303	1, 175	1. 96
平成27年度	2, 229	1, 146	1. 95
平成28年度	2, 179	1, 139	1. 91
平成29年度	2, 099	1, 119	1. 88
平成30年度	2, 027	1, 095	1. 85
令和元年度	1, 951	1, 071	1. 82
令和2年度	1, 916	1, 064	1. 80

出典：住民基本台帳（3月末時点）

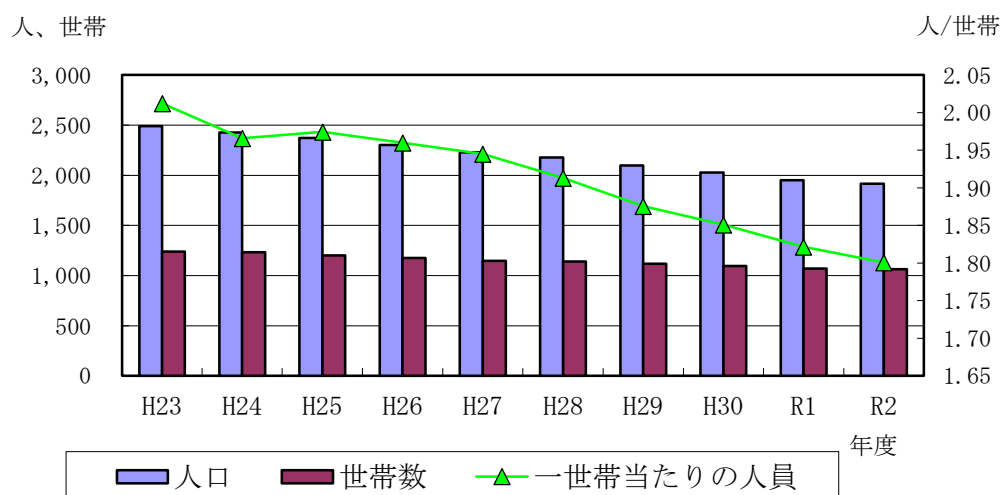


図2-2-1 人口及び世帯数の推移

(2) 人口動態

人口動態の推移を表 2-2-2 及び図 2-2-2 に示します。

人口動態は、平成 28 年度以降、自然動態及び社会動態ともに減少傾向で推移しています。

表2-2-2 人口動態の推移

区分			人数（人）	区分			人数（人）	
平成28年度	自然動態	出生	12	令和元年度	自然動態	出生	6	
		死亡	38			死亡	45	
		増減	-26			増減	-39	
	社会動態	転入	49		社会動態	転入	49	
		転出	73			転出	85	
		増減	-24			増減	-36	
	総増減数		-50		総増減数		-75	
平成29年度	自然動態	出生	15	令和2年度	自然動態	出生	3	
		死亡	59			死亡	26	
		増減	-44			増減	-23	
	社会動態	転入	52		社会動態	転入	50	
		転出	90			転出	72	
		増減	-38			増減	-22	
	総増減数		-82		総増減数		-45	
平成30年度	自然動態	出生	13					
		死亡	48					
		増減	-35					
	社会動態	転入	54					
		転出	93					
		増減	-39					
総増減数		-74						

出典：町受領資料（人口異動）。各年 3 月末時点。

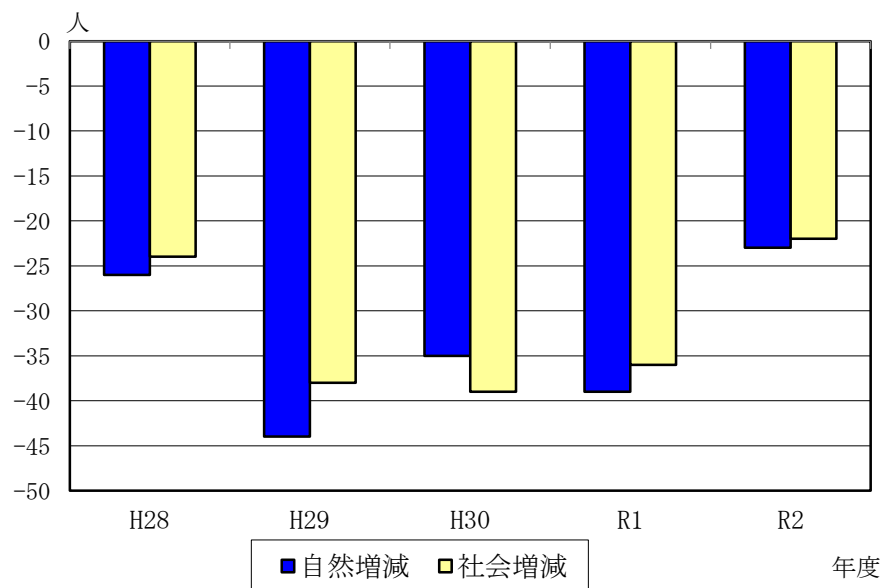


図2-2-2 人口動態の推移

(3) 人口構造

人口構造として、男女別 5 歳階級別人口を表 2-2-3、令和 2 年度の男女別 5 歳階級別人口を図 2-2-3 に示します。

令和 2 年度の男女別 5 歳階級別人口では、男女とも 80～84 歳の階級に属する人口が最も多く、次いで 70～74 歳の階級に属する人口となっています。また、年少人口が 144 人と全体の 7.5%と低く、生産年齢人口は 840 人（44.4%）、老年人口が 922 人（48.1%）となっています。

表2-2-3 男女別 5 歳階級別人口

(人)

区分	平成28年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			令和2年度		
	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計	男性	女性	合計
0～4歳	35	24	59	31	30	61	29	23	52	22	26	48	18	21	39
5～9歳	32	20	52	35	17	52	33	18	51	27	15	42	28	17	45
10～14歳	27	43	70	26	37	63	28	31	59	29	25	54	31	29	60
15～19歳	39	26	65	31	33	64	33	34	67	32	31	63	32	29	61
20～24歳	37	18	55	36	12	48	27	11	38	24	16	40	25	15	40
25～29歳	31	23	54	30	26	56	31	26	57	34	20	54	30	23	53
30～34歳	32	35	67	25	24	49	22	24	46	22	24	46	26	22	48
35～39歳	36	32	68	33	32	65	30	25	55	33	25	58	29	30	59
40～44歳	63	52	115	67	48	115	56	48	104	44	41	85	37	31	68
45～49歳	67	65	132	63	65	128	53	64	117	55	59	114	55	56	111
50～54歳	82	65	147	81	56	137	81	52	133	81	58	139	76	62	138
55～59歳	73	66	139	72	76	148	81	74	155	75	65	140	76	61	137
60～64歳	69	87	156	68	77	145	64	68	132	65	67	132	68	67	135
65～69歳	99	125	224	89	123	212	76	133	209	70	116	186	67	102	169
70～74歳	85	101	186	88	102	190	96	87	183	96	104	200	98	118	216
75～79歳	68	120	188	68	113	181	68	114	182	63	106	169	60	94	154
80歳以上	146	256	402	133	252	385	132	255	387	129	252	381	135	248	383
年少人口 (0～14歳)	94	87	181	92	84	176	90	72	162	78	66	144	77	67	144
	9.2%	7.5%	8.3%	9.4%	7.5%	8.4%	9.6%	6.6%	8.0%	8.7%	6.3%	7.4%	8.6%	6.5%	7.5%
生産年齢人口 (15～64歳)	529	469	998	506	449	955	478	426	904	465	406	871	454	396	850
	51.8%	40.5%	45.8%	51.8%	40.0%	45.5%	50.9%	39.2%	44.6%	51.6%	38.7%	44.6%	51.0%	38.6%	44.4%
老年人口 (65歳以上)	398	602	1,000	378	590	968	372	589	961	358	578	936	360	562	922
	39.0%	52.0%	45.9%	38.7%	52.5%	46.1%	39.6%	54.2%	47.4%	39.7%	55.0%	48.0%	40.4%	54.8%	48.1%
総数	1,021	1,158	2,179	976	1,123	2,099	940	1,087	2,027	901	1,050	1,951	891	1,025	1,916

出典：町受領資料（行政区別・年齢人口調べ）。各年 3 月末時点。

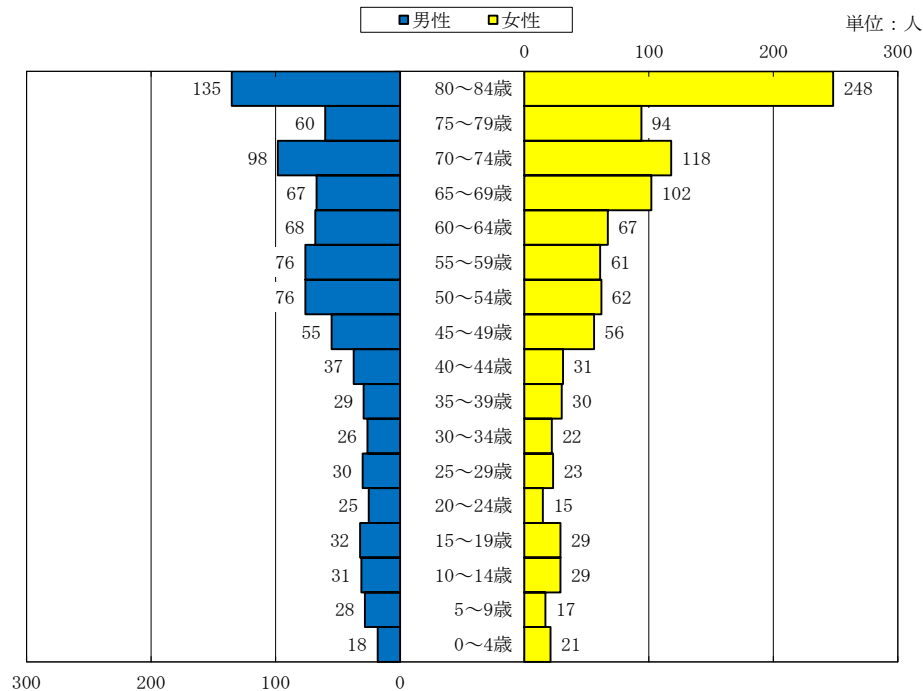


図2-2-3 令和 2 年度の男女別 5 歳階級別人口

2. 産業の現状

(1) 産業の状況

産業大分類別の就業者数を表 2-2-4 に示します。

平成 26 年の産業別就業者数は、第 3 次産業の就業者数が 624 人と最も多く 78.3%を占め、次いで第 2 次産業が 65 人（8.2%）、第 1 次産業が 12 人（1.5%）となっています。

表2-2-4 産業別就業者数

	就業者数				
		第1次産業	第2次産業	第3次産業	分類不能
平成21年	864人	20人	80人	682人	82人
	100.0%	2.3%	9.3%	78.9%	9.5%
平成26年	797人	12人	65人	624人	96人
	100.0%	1.5%	8.2%	78.3%	12.0%

出典：経済センサス-基礎調査（総務省統計局）

(2) 農業の状況

農業の状況として、農家戸数を表 2-2-5 に示します。

平成 27 年の農家戸数は、平成 17 年からの 10 年間で 43 戸減少しています。その内訳は、自給的農家で 17 戸、専業農家で 7 戸、兼業農家のうち第 1 種で 10 戸、第 2 種で 9 戸となっています。

表2-2-5 農業の状況

単位：戸

	農 家	自給的農家	販売農家		
			専業農家	兼業農家	
				第1種	第2種
平成17年	97	39	21	20	17
平成22年	81	30	23	11	17
平成27年	54	22	14	10	8

出典：農林業センサス（農林水産省）

(3) 工業の状況

工業の状況として、事業所数及び従業者数を表 2-2-6 に示します。

事業所数は、2 箇所で変動はないものの、令和元年の従業者数は、平成 26 年に対して、3 人減少しています。

表2-2-6 工業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)
平成26年	2	16
平成29年	2	16
平成30年	2	14
令和元年	2	13

出典：工業統計調査（経済産業省）

(4) 商業の状況

商業の状況として、事業所数、従業者数及び年間販売額を表 2-2-7 に示します。

平成 26 年の事業所数と従業員数は、平成 16 年に対してそれぞれ 25 箇所、81 人減少しています。また、年間販売額も減少しています。

表2-2-7 商業の状況

	事業所数 (箇所)	従業者数 (人)	年間販売額 (百万円)
平成16年	56	173	3,485
平成19年	52	152	2,968
平成26年	31	92	2,865

出典：商業統計調査（経済産業省）

3. 観光

本町は、ニセコ積丹小樽海岸国定公園の中心の一つに位置し、広域的な観光地を形成しています。

主要な観光資源は、海岸を中心とする自然で、黄金岬・積丹岬・神威岬などの海岸景観と海中公園（水中展望船が運航）をはじめ、海岸の奇岩、キャンプ場、遊歩道や積丹岳、植物群落などが分布し、遊漁も盛んです。また、ウニをはじめとする水産物やこれらを活かしたイベントも観光対象となっています。

海や岬などの屋外の観光スポットが大半のため、夏場と 10 月以降の冬場との入込客数の差が大きくなっています。

4. 交通

近郊都市への距離は、小樽市まで約 50km、主要都市である札幌市までは約 90km で、新千歳空港までは約 130km です。

平成 8 年度に積丹半島周遊国道（国道 229 号）の開通及び国道 229 号積丹防災対策による道路網の整備、平成 30 年度に後志自動車道が開通されたことにより近郊都市へのアクセスが以前に比べ容易になりました。

5. 土地利用

地目別面積の状況を表 2-2-8 に示します。

地目別面積の状況としては、「その他」が 174.51km²と全体の 73.28%を占めており、次に「原野」で 25.6km²（10.75%）、「畑」が 13.84km²（5.81%）となっています。

なお、「その他」には国有林が含まれています。

表2-2-8 地目別面積の状況

区分	総面積	田	畑	宅地	山林	牧場	原野	雑種地	その他
面積（km ² ）	238.13	—	13.84	1.05	20.44	0.88	25.6	1.81	174.51
構成比（%）	100.00	—	5.81	0.44	8.58	0.37	10.75	0.76	73.28

出典：北海道統計書（令和元年）

第3節 将来計画

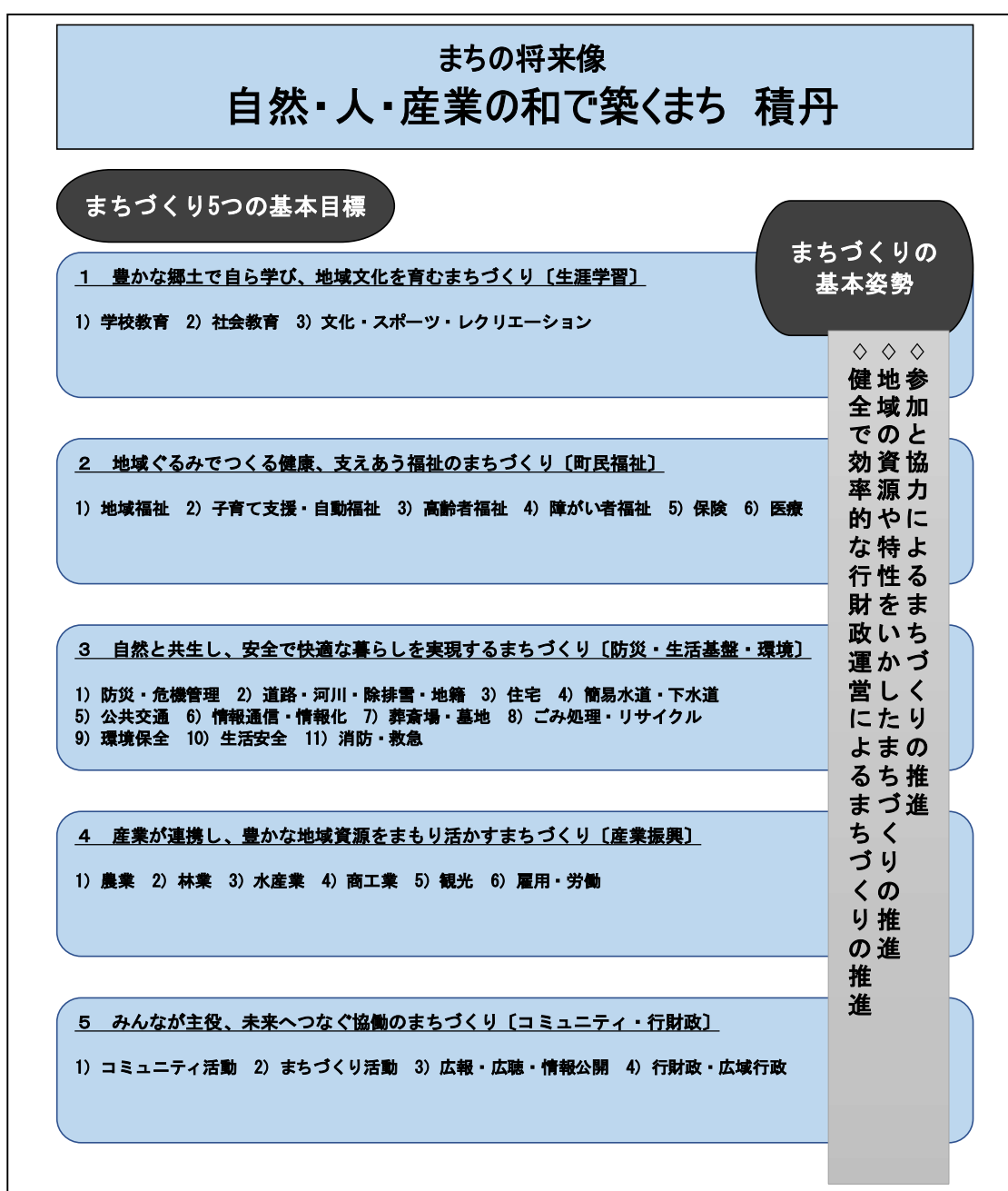
1. 総合計画

(1) 総論

平成 24 年 3 月に策定した「第 5 次積丹町総合計画」※1 は、計画期間を平成 24 年度から令和 3 年度までとする総合計画です。

この総合計画では、「自然・人・産業の和で築くまち 積丹」の実現に向けた基本的な方向性として「まちづくり 5 つの基本目標」を掲げ、この基本目標を達成させるための町政運営の基本姿勢「まちづくりの基本姿勢」を示しています。

※1：令和 3 年度に計画期間を 4 年間延長し、令和 7 年度までの計画として定めています。



(2) 廃棄物処理に関する事項

「第5次積丹町総合計画」において、廃棄物処理に関する事項は次のとおり示されています。

【基本構想】

Ⅱ まちづくり5つの基本目標

3 自然と共生し、安全で快適な暮らしを実現するまちづくり〔防災・生活基盤・環境〕

8) ごみ処理・リサイクル・し尿処理

ごみの減量化や環境にやさしい循環型社会の形成を図るため、町民や事業者と協働して取り組みを進めます。

公共水域の環境保全を図るため、下水道施設への加入促進や合併処理浄化槽による水洗化の普及に努めます。

近隣住民と連携して、し尿や汚泥などが適切に処理されるよう取り組みます。

【基本計画】

Ⅲ 自然と共生し、安全で快適な暮らしを実現するまちづくり〔防災生活基盤〕

8 ごみ処理・リサイクル・し尿処理

(1) ごみ減量化に向けた意識啓発

ごみの減量化に向けた意識高揚を図るため、「出さない（リデュース=Reduce）、再使用（リユース=Reuse）、再利用（リサイクル=Recycle）」の3Rへの取り組みの普及、推進に努めます。

(2) ごみ・資源物の適正処理

各家庭から排出されるごみや資源物のより徹底した分別の啓発に努め、ごみの減量化と資源物の適正処理を促進し、また、効率的な収集体制の構築を図ります。

事業者に対しても資源化に関する情報提供や適性な処理への指導と啓発に努めます。

不法投棄などの未然防止を図るため、住民の協力や警察などと連携し、啓発活動やパトロールなど監視体制の充実に努めます。

(3) 施設の有効活用

クリーンセンターについては、もやせないごみと粗大ごみの埋め立て処分を行っていますが、施設の埋め立て容量の限界があることから、有効的な活用とその後の対応について検討しなければなりません。

第3章 ごみ処理の現状と課題

第1節 ごみ排出の現状

1. ごみ分別区分とごみ処理フロー

ごみ分別区分を表 3-1-1 に示します。

本町のごみの排出区分は、燃やせるごみ、燃やせないごみ、粗大ごみ、資源物（4 種類）、プラごみ（2 種類）、有害ごみの 6 区分（10 種類）です。

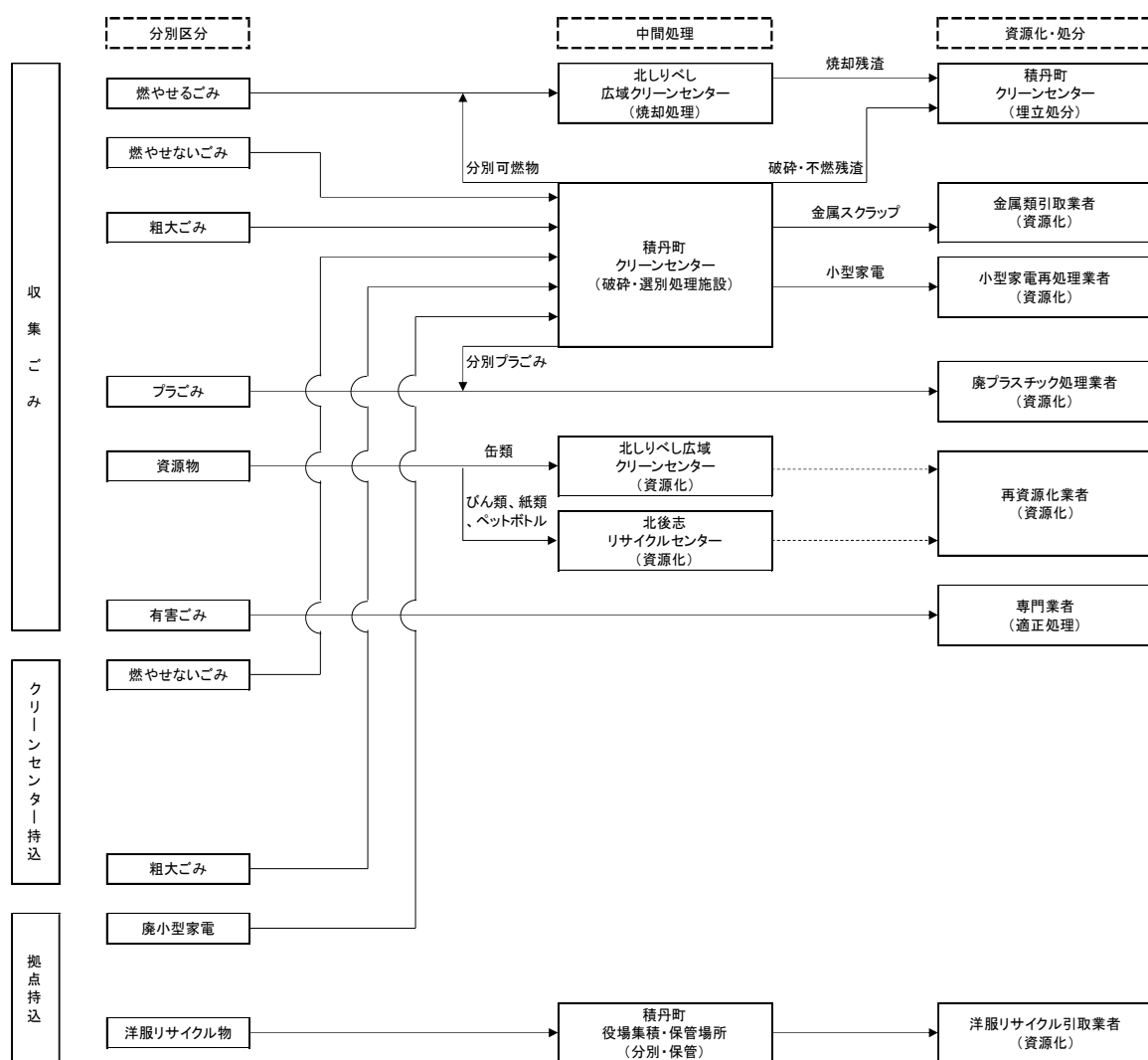
表3-1-1 ごみ分別区分

区分		主な品目	
燃やせるごみ		紙くず類、布類・ぬいぐるみ、生ゴミ・食用油、紙製容器包装、木の枝・草・花・枯れ葉・木製品、紙おむつ・湿布・ばんそうこう・生理用品・ペットのふんやペット用の砂など	
燃やせないごみ		資源物にならない容器包装、小型家電製品、台所・水回り用品（金属製）、ガラス・せともの、金属を含むプラスチック製品・金属製品、皮革・ゴム製品、スプレー缶類	
粗大ごみ		町指定の40Lごみ袋に入らないもので、1辺の最長が1m以上又は、重量が20kg以上のもの。	
資源物	缶類	飲料用、食品用のアルミ・スチール缶	
	ビン類	飲料用・食品用（ドレッシングなどのビンも含む）ビン	
	ペットボトル		左のマークがついた飲料用容器。
	紙類	新聞紙（チラシを含む。）、雑誌（書籍を含む。）、紙パック（牛乳パックなど）、ダンボール（金具やガムテープを取る）	
プラごみ	プラスチック製容器包装類		左のマークが付いている次の物が対象となります。 ボトル・チューブ・カップ・ふた類、緩衝材類、ポリ袋・ラップ類、トレイ類、網・ネット類
	プラスチック製商品類	プラスチック製の文具、日常雑貨、衣装ケース、ポリタンク、漬物樽等	
有害ごみ		蛍光管（電球・グローランプを含む。）、乾電池、水銀体温計	

※ 缶類には、「スチール缶」と「アルミ缶」が含まれています。

燃やせるごみと積丹町クリーンセンターにおける破砕・選別処理過程で発生した可燃物は、北しりべし広域クリーンセンターで焼却処理されています。燃やせないごみと粗大ごみは、積丹町クリーンセンターで破砕・選別処理しています。

また、資源物のうち、缶類は、北しりべし広域クリーンセンターで資源化を行い、びん類、紙類、ペットボトルは、北しりべし広域リサイクルセンターで資源化されています。さらに、プラごみ、積丹町クリーンセンターで破碎・選別処理された金属スクラップ、廃小型家電などは専門業者でそれぞれ資源化されています。なお、洋服リサイクル物は、本町（役場）において分別・保管を行い、洋服リサイクル引取業者により資源化を行っています。



15

2. ごみ量の実績

(1) ごみ排出量の実績

過去5年間のごみ排出量の実績を表3-1-2、ごみ総排出量の推移を図3-1-2、ごみ総排出量原単位の推移を図3-1-3に示します。

ごみ総排出量は減少傾向を示しており、令和2年度で575.3tと600tを下回りました。ごみ総排出量が減少しているのは、総排出量の6割程度を占める燃やせるごみの排出量が年々減少しているためです。令和2年度では、生活系ごみが506.7t、事業系ごみが68.6tと、9割近くが生活系ごみとなっています。

また、ごみ総排出量原単位は、平成30年度が最も高く864.49g/人・日であったが、令和2年度で822.63g/人・日と、平成28年度と同程度に戻っています。

表3-1-2 ごみ排出量の実績

区分				単位	実績値					
					年度					
					平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
人口				(人)	2,179	2,099	2,027	1,951	1,916	
生活系	燃やせるごみ			(t/年)	354.8	349.4	349.3	345.7	339.2	
	燃やせないごみ			(t/年)	40.0	34.3	35.9	33.8	34.0	
	粗大ごみ※ ¹			(t/年)	－	－	－	4.6	6.4	
	プラごみ			(t/年)	47.6	47.4	49.3	48.1	43.8	
	資源物	びん類	透明びん	(t/年)	7.0	6.6	6.6	5.9	5.8	
			茶びん	(t/年)	9.7	8.8	8.3	8.2	7.8	
			その他びん	(t/年)	2.8	2.8	2.6	2.5	2.3	
			生びん	(t/年)	3.0	2.9	3.0	2.5	2.2	
			小計	(t/年)	22.5	21.1	20.5	19.1	18.1	
		紙類	新聞	(t/年)	37.6	36.0	34.3	30.1	26.2	
			段ボール	(t/年)	16.1	15.4	15.8	14.1	14.1	
			雑誌	(t/年)	9.0	7.3	7.8	7.3	6.1	
			紙パック	(t/年)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	
			小計	(t/年)	63.0	59.0	58.1	51.7	46.7	
			古着・古布		(t/年)	0.5	0.5	0.3	0.6	0.0
			小型家電		(t/年)	2.8	3.5	2.0	1.8	2.3
			鉄くず類		(t/年)	20.9	13.7	14.5	0.0	0.0
		缶類		(t/年)	8.6	7.9	7.9	7.3	7.2	
		ペットボトル		(t/年)	8.2	8.5	8.0	7.9	7.9	
		資源物計		(t/年)	126.5	114.2	111.3	88.4	82.2	
		有害ごみ			(t/年)	1.2	1.0	1.2	1.2	1.1
		生活系ごみ計			(t/年)	570.1	546.3	547.0	521.8	506.7
		生活系ごみ計※ ²			(t/年)	394.8	383.7	385.2	384.1	379.6
	1人1日生活系ごみ排出量原単位			(g/人・日)	716.81	713.06	739.32	730.72	724.54	
	1人1日生活系ごみ排出量原単位※ ²			(g/人・日)	496.39	500.83	520.64	537.91	542.80	
事業系ごみ※ ³			(t/年)	85.9	88.2	92.6	89.7	68.6		
ごみ総排出量			(t/年)	656.0	634.5	639.6	611.5	575.3		
1人1日ごみ総排出量原単位			(g/人・日)	824.81	828.18	864.49	856.36	822.63		

※1 粗大ごみの収集は、令和元年10月から開始しました。

※2 プラごみ、資源物、有害ごみを除きます。

※3 事業系ごみは、本町で把握している燃やせるごみ量を計上しています。

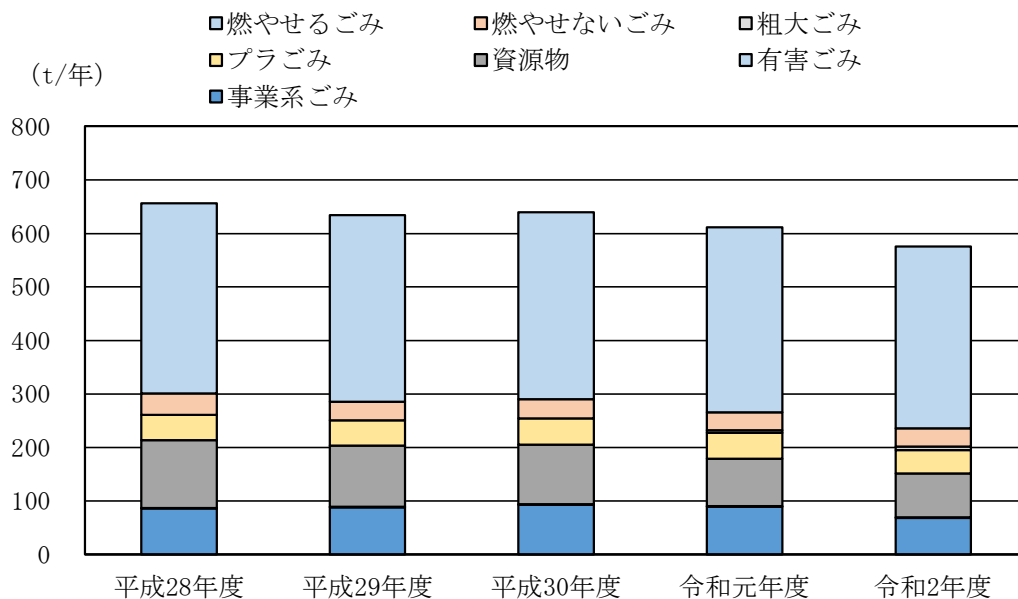


図3-1-2 ごみ総排出量の推移

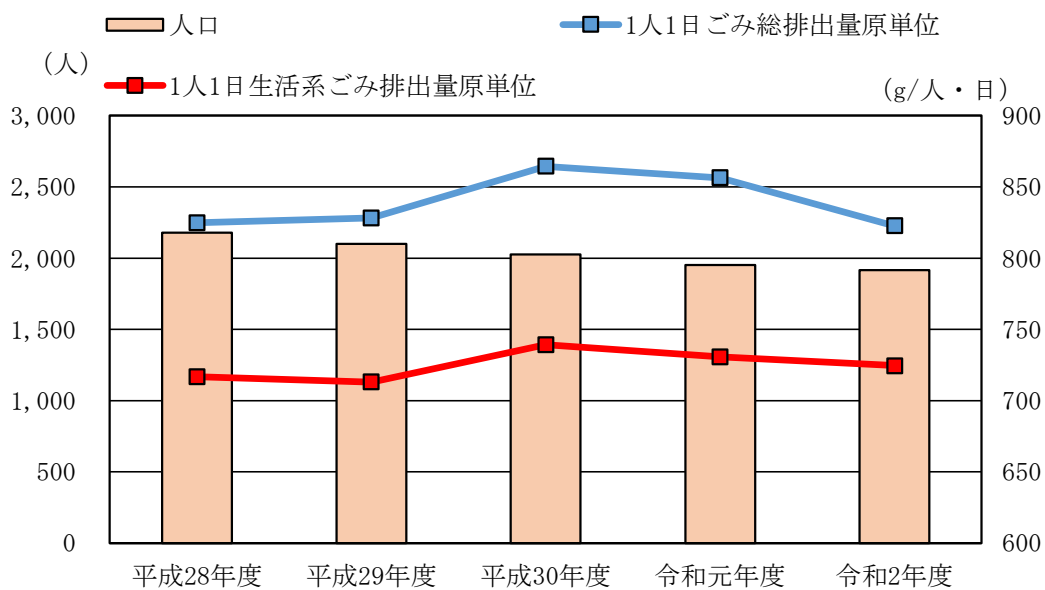


図3-1-3 ごみ総排出量原単位の推移

(2) ごみ区分別のごみ排出量原単位実績

ごみ区分別のごみ排出量原単位実績を表 3-1-3、ごみ区分別のごみ排出量原単位の推移を図 3-1-4 に示します。

生活系ごみ計原単位は、平成 30 年度に上昇し、以降は減少に転じています。ただし、生活系ごみの 6 割程度を占める燃やせるごみについては、年々増加しています。

表3-1-3 ごみ区分別のごみ排出量原単位実績

(g/人・日)

区分			実績値					
			年度					
			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	
人口（人）			2,179	2,099	2,027	1,951	1,916	
生活系	燃やせるごみ		446.10	456.06	472.12	484.13	485.03	
	燃やせないごみ		50.29	44.77	48.52	47.33	48.62	
	粗大ごみ		－	－	－	6.44	9.15	
	プラごみ		59.85	61.87	66.63	67.36	62.63	
	資源物	びん類	透明びん	8.80	8.61	8.92	8.26	8.29
			茶びん	12.20	11.49	11.22	11.48	11.15
			その他びん	3.52	3.65	3.51	3.50	3.29
			生びん	3.77	3.79	4.05	3.50	3.15
			びん類計	28.29	27.54	27.70	26.74	25.88
		紙類	新聞	47.28	46.99	46.36	42.15	37.46
			段ボール	20.24	20.10	21.36	19.75	20.16
			雑誌	11.32	9.53	10.54	10.22	8.72
			紙パック	0.38	0.39	0.27	0.28	0.43
			紙類計	79.22	77.01	78.53	72.40	66.77
		古着・古布		0.63	0.65	0.41	0.84	0.00
		小型家電		3.52	4.57	2.70	2.52	3.29
		鉄くず類		26.28	17.88	19.60	0.00	0.00
		缶類		10.81	10.31	10.68	10.22	10.30
		ペットボトル		10.31	11.09	10.81	11.06	11.30
		資源物計		159.06	149.05	150.43	123.78	117.54
		有害ごみ		1.51	1.31	1.62	1.68	1.57
生活系ごみ計			716.81	713.06	739.32	730.72	724.54	
事業系ごみ（t/日）			0.24	0.24	0.25	0.25	0.19	

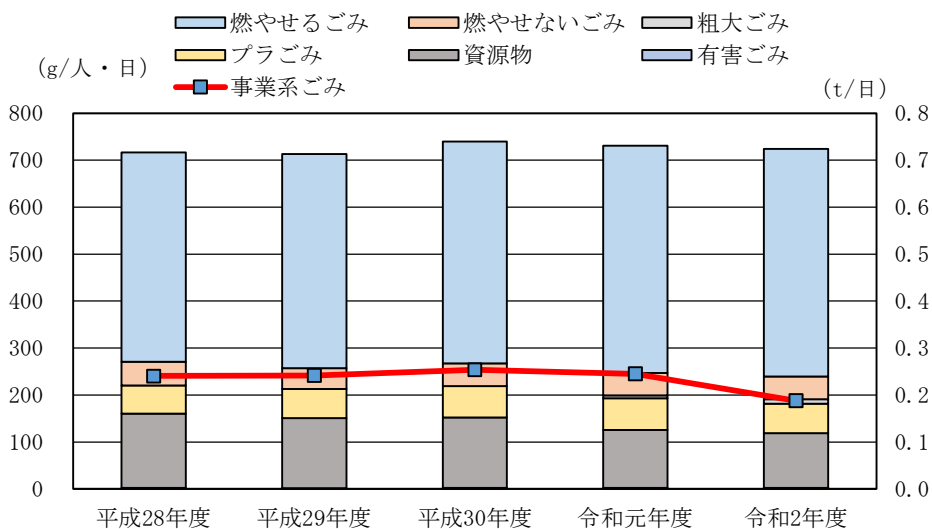


図3-1-4 ごみ区分別のごみ排出量原単位の推移

(3) ごみ処理量の実績

ごみ処理量の実績を表 3-1-4、ごみ処理量の推移を図 3-1-5 に示します。

焼却処理量は、平成 28 年度から令和元年度まで横ばいで推移していましたが、令和 2 年度は、令和元年度に対して 27.6t 減少しています。

燃やせないごみ・粗大ごみ処理量は、平成 29 年度に減少したものの増加に転じています。また、資源化量は減少傾向となっています。

表3-1-4 ごみ処理量の実績

(t/年)

区分	実績値				
	年度				
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
焼却処理量	440.7	437.6	441.9	435.4	407.8
燃やせないごみ・粗大ごみ処理量	40.0	34.3	35.9	38.4	40.4
資源化量	175.3	162.6	161.8	137.7	127.1
ごみ処理量計	656.0	634.5	639.6	611.5	575.3

※プラごみ及び有害ごみは、資源化量に含みます。

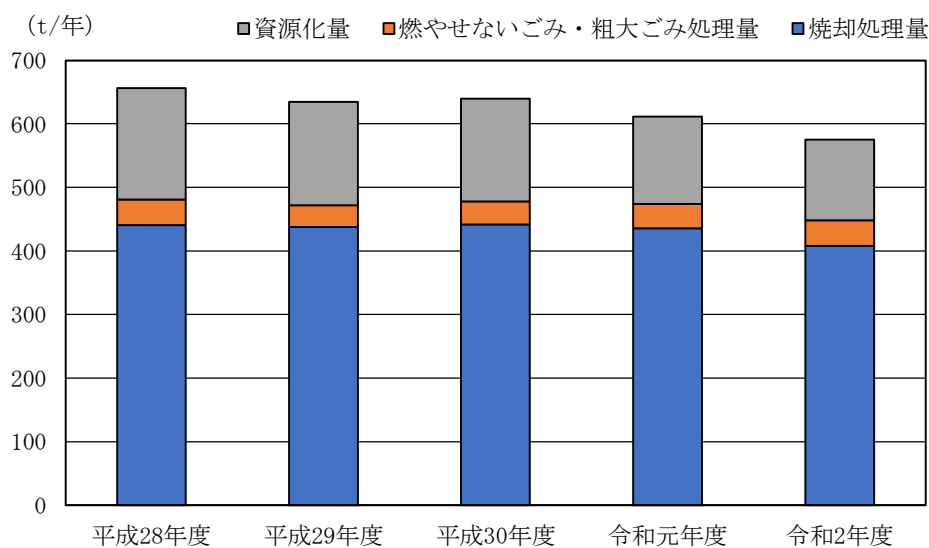


図3-1-5 ごみ処理量の推移

(4) 資源化率の推移

資源化率の推移を表 3-1-5、図 3-1-6 に示します。

資源化率は、ごみ総排出量に対する資源化量の割合を示した数値です。平成 28 年度に 26.7%であった資源化率は、令和 2 年度で 22.1%と減少しています。ただし、令和 2 年度では、古着・古紙及び鉄くず類について、搬出する際の一定量が回収されなかったことにより実績量に反映されていないため、資源化率が低く算出されています。

表3-1-5 資源化率の推移

区分		実績値 (t/年)				
		年度				
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
プラごみ		47.6	47.4	49.3	48.1	43.8
びん類	透明びん	7.0	6.6	6.6	5.9	5.8
	茶びん	9.7	8.8	8.3	8.2	7.8
	その他びん	2.8	2.8	2.6	2.5	2.3
	生びん	3.0	2.9	3.0	2.5	2.2
	びん類計	22.5	21.1	20.5	19.1	18.1
紙類	新聞	37.6	36.0	34.3	30.1	26.2
	段ボール	16.1	15.4	15.8	14.1	14.1
	雑誌	9.0	7.3	7.8	7.3	6.1
	紙パック	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3
	紙類計	63.0	59.0	58.1	51.7	46.7
古着・古布		0.5	0.5	0.3	0.6	0.0
小型家電		2.8	3.5	2.0	1.8	2.3
鉄くず類		20.9	13.7	14.5	0.0	0.0
缶類		8.6	7.9	7.9	7.3	7.2
ペットボトル		8.2	8.5	8.0	7.9	7.9
有害ごみ		1.2	1.0	1.2	1.2	1.1
資源化量		175.3	162.6	161.8	137.7	127.1
ごみ総排出量		656.0	634.5	639.6	611.5	575.3
資源化率 (%)		26.7	25.6	25.3	22.5	22.1

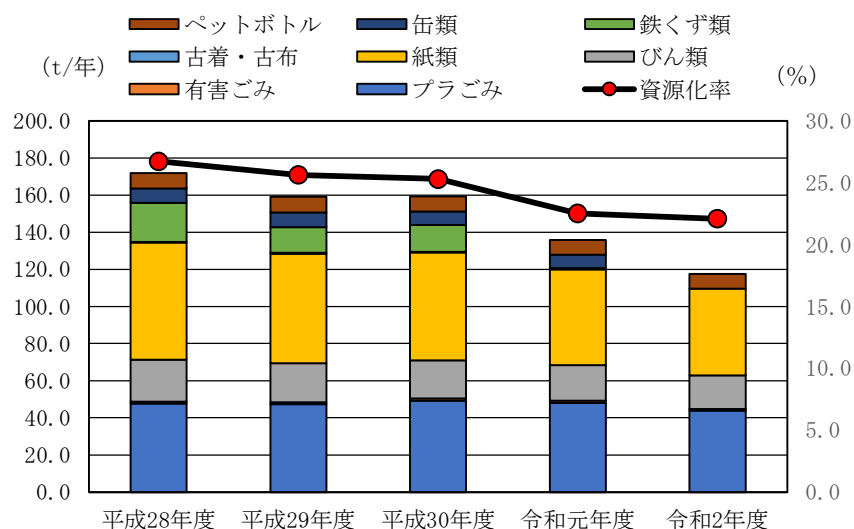


図3-1-6 資源化率の推移

(5) ごみ質分析結果

燃やせるごみは、北しりべし広域クリーンセンターで処理されているため、同センターに搬入されているごみの分析結果を、表 3-1-6、図 3-1-7 に示します。

表3-1-6 ごみ質分析結果

区分	単位	実績値				
		年度				
		平成27	平成28	平成29	平成30	令和元
紙・布類	%	57.8	59.9	63.1	55.5	54.6
ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	%	19.0	31.3	25.8	29.6	29.4
木、竹、わら類	%	5.7	3.1	4.0	3.1	5.4
ちゅう芥類	%	13.0	4.9	6.6	11.2	10.3
不燃物類	%	1.7	0.6	0.4	0.6	0.3
その他	%	2.8	0.2	0.1	0	0.1
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量	kg/m ³	223.0	180.0	250.0	200.0	207.3
水分	%	56.2	44.0	51.1	42.7	49.0
可燃分	%	40.4	51.4	44.5	51.8	47.3
灰分	%	3.4	4.6	4.4	5.5	3.7
合計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
低位発熱量						
計算値	kJ/kg	6,198	10,563	9,177	8,698	7,675
実測値	kJ/kg	7,783	8,580	9,870	10,775	9,755

出典：一般廃棄物処理実態調査

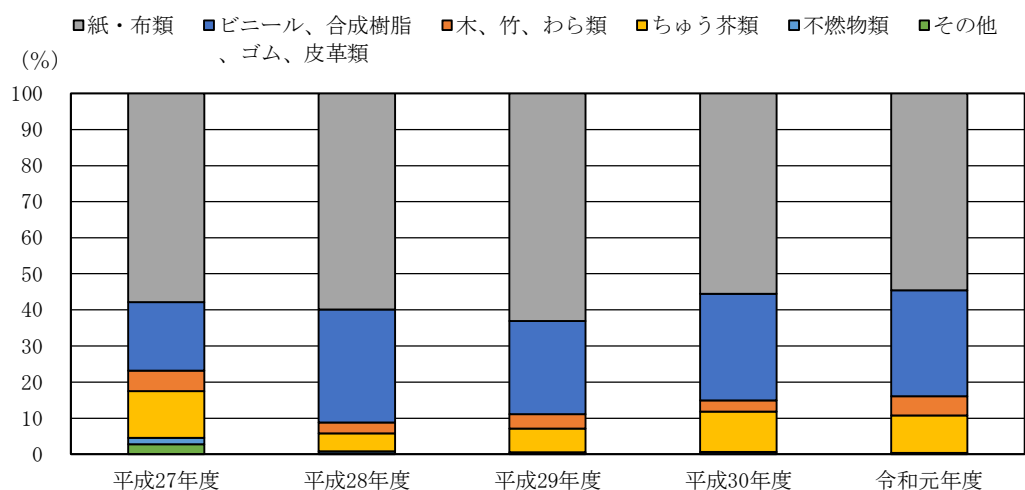


図3-1-7 ごみ質分析結果

第2節 収集・運搬の現状

1. 収集区域

本町の全域を収集区域として設定しています。

2. 収集・運搬体制

収集・運搬体制を表 3-2-1 に示します。

表3-2-1 収集・運搬体制

区分		収集頻度	運営形態	収集方式	排出方法
燃やせるごみ		2回/週	委託	戸別	・布などの大きな物は切断して出す。 ・生ゴミは水をよく切ってからロール袋やレジ袋にしばって出す。 ・草などは土を取り除いて袋に入れて出し、枝はひもでしばって出す。 ※紙おむつは、排泄物を取り除いて出す。
燃やせないごみ		1回/週	委託	戸別	・スプレー缶類は、穴を開けないで、レジ袋等に入れて出す。 ※割れたものは、新聞紙などに包み「キケン」と表示して出す。 ※小型家電は、リサイクル回収ボックスに投入することも可能。
粗大ごみ		1回/月※1	委託	戸別	・収集当日、申込時指定された金額の「粗大ごみ処理券」を粗大ごみに貼り、玄関先や通常のごみ出し場所に置く。
資源物	缶類※2	2回/月	委託	拠点	・油缶、缶詰の缶などは、汚れを落として出す。
	ビン類	2回/月	委託	拠点	・無色透明・茶色・その他びんに分けて出す。 ・プラ製ふたは、プラごみへ出す。 ・金属製ふたは、燃やせないごみへ出す。
	ペットボトル	2回/月	委託	拠点	・プラ製ふたは、プラごみへ出す。 ・金属製ふたは、燃やせないごみへ出す。 ・ラベルは、プラごみへ出す。
	紙類	2回/月	委託	拠点	・新聞紙（チラシを含む）は、ひもで十字にしばって出す。 ・雑誌（書籍を含む）は、糊とじ、ホチキスとじに分け、ひもで十文字にしばって出す。 ・紙バック（牛乳パックなど）は、水ですすぎ、切り開いて乾かし、ひもでしばって出す。 ・ダンボールはひもで十文字にしばって出す。 ※ろう引きや、金・銀光沢印刷のダンボール、カーボン紙、感熱紙写真、油紙、紙箱、紙筒、紙製カップ類、紙袋、包装紙類、台紙類、ふた類は「燃やせるごみ」に出す。
プラごみ		1回/週	委託	戸別	・ふたを外し、ふたの素材ごとに分別して出す。 ・異物や汚れが付いているとリサイクル出来ないの、きれいにし出す。
有害ごみ		2回/年	委託	戸別	・購入時の紙容器や新聞紙などに包んで出す。 ・割れたものや器具は、燃やせないごみへ出す。 ※バッテリーは収集しない。

※1 粗大ごみは、4月～10月の最終金曜日に収集しています。

※2 缶類には、「スチール缶」と「アルミ缶」が含まれています。

第3節 中間処理の現状

1. 中間処理施設の概要

排出されたごみの処理施設の概要を表 3-3-1 から 3-3-4 に示します。

燃やせないごみ及び粗大ごみは、積丹町クリーンセンターで破碎・選別処理を行っていますが、燃やせるごみ、資源物は、北しりべし廃棄物処理連合組合が所有する北しりべし広域クリーンセンター（焼却施設・資源化施設）及び北後志リサイクルセンター（資源化施設）で処理を行っています。

表3-3-1 積丹町クリーンセンターの概要

【破碎・選別処理施設】

名称	積丹町クリーンセンター
所在	北海道積丹郡積丹町大字日司町529番地6 他
面積	構造 鉄構造 建築面積 192.14m ²
処理対象物	不燃物（燃やせないごみ、粗大ごみ）
破碎設備	型式：二軸低速回転剪断式 破碎能力：2t/h
計量設備	型式：ロードセル 最大秤量：20t

表3-3-2 北しりべし広域クリーンセンター（焼却施設）の概要

【焼却施設】

名称	北しりべし広域クリーンセンター
所在	北海道小樽市桃内2丁目111番地2
処理方式	焼却炉：ストーカー方式 灰溶融炉：電気式溶融炉
処理能力	焼却炉：197t/日（98.5t/日×2炉） 灰溶融炉：15t/日
稼働開始	平成19年3月
主な設備	燃焼ガス冷却設備：廃熱ボイラー方式 排ガス処理設備：乾式＋活性炭噴霧＋バグフィルタ＋触媒脱硝 熱利用設備：場内給湯・冷暖房・発電 飛灰処理設備：加熱脱塩素化＋薬剤処理 ガス冷却設備：空気希釈式 溶融飛灰処理設備：薬剤処理

表3-3-3 北しりべし広域クリーンセンターの概要

【資源化施設】

名称	北しりべし広域クリーンセンター
所在	北海道小樽市桃内2丁目111番地2
処理能力	不燃ごみ・粗大ごみ系統：36.0t/5h 資源ごみ系統：37.8t/5h
稼働開始	平成19年3月
処理対象物	缶類

表3-3-4 北後志リサイクルセンターの概要

【資源化施設】

名称	北後志リサイクルセンター
所在地	余市郡余市町栄町461番地1
敷地面積	990m ²
施設内建物	リサイクルセンター 建設構造：鉄構造・折板葺き・平建屋 面積：198.92m ²
竣工	平成15年8月
品目	ペットボトル、びん類（無色、茶色、その他色）、 紙類（新聞、雑誌、ダンボール、紙パック）
処理能力・ 保管能力	ペットボトル 圧縮・梱包：100kg/h、保管：54m ³ （6m×6m×1.5m） びん類（無色、茶色、その他色） 保管：72m ³ （24m ³ ×3ヤード） 紙類（ダンボール、紙パック） ダンボール保管：48m ³ （8m×4m×1.5m） 紙パック保管：30m ³ （5m×4m×1.5m）

2. 中間処理量の推移

北しりべしクリーンセンターに搬入した燃やせるごみの焼却処理量及び燃やせないごみ・粗大ごみ処理量の推移を表 3-3-5 及び図 3-3-1 に示します。

中間処理量は、令和元年度までは 480 t 程度で推移していますが、令和 2 年度は 448.2 t と 40 t 程度減少しています。

表3-3-5 中間処理量の推移

区分	(t/年)				
	実績値				
	年度				
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
焼却処理量	440.7	437.6	441.9	435.4	407.8
燃やせないごみ・粗大ごみ処理量	40.0	34.3	35.9	38.4	40.4
中間処理量計	480.7	471.9	477.8	473.8	448.2

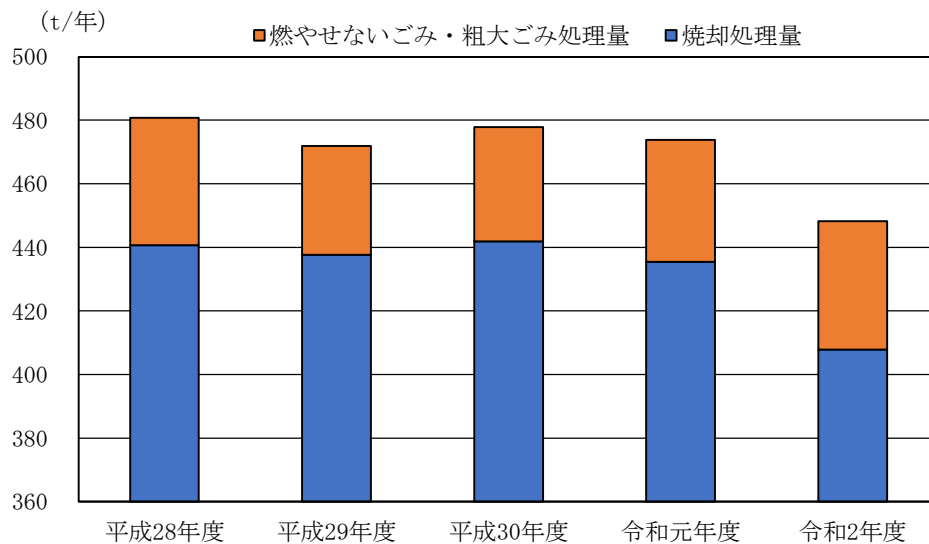


図3-3-1 中間処理量の推移

第4節 最終処分の現状

1. 最終処分場の概要

積丹町クリーンセンターの概要を表 3-4-1 に示します。

北しりべし広域クリーンセンターからの焼却残渣と積丹町クリーンセンターで破碎・選別処理過程で発生した破碎・不燃残渣を埋立処分しています。

表3-4-1 積丹町クリーンセンターの概要

【最終処分場】

名称	積丹町クリーンセンター
所在	北海道積丹郡積丹町大字日司町529番地6 他
敷地面積	25,000m ²
埋立地面積	3,820m ²
埋立容量	10,220m ³
埋立開始	平成13年4月
埋立予定期間	平成13年4月～平成28年3月
埋立対象	燃やせないごみ、焼却灰・ばいじん（溶融飛灰）
埋立方式	準好気性
建物設備	浸出水処理棟、浸出水調整槽、破碎棟、車庫棟
機械設備	処理方式：接触ばっ気＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着 ＋紫外線消毒 処理能力：20m ³ /日 污泥処理：重力濃縮＋遠心脱水

出典：《一般廃棄物最終処分場》積丹町クリーンセンター パンフレットより

2. 最終処分量の推移

最終処分量の推移を表 3-4-2、図 3-4-1 に示します。

最終処分量は、平成 29 年度及び平成 30 年度では 86 t 程度、令和元年度及び令和 2 年度では 81 t 程度で推移しています。

表3-4-2 最終処分量の推移

区分	(t/年)				
	実績値				
	年度				
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
収集ごみ	40.0	31.9	35.9	26.7	19.2
直搬ごみ（一般）	4.8	1.9	1.2	2.5	6.8
直搬ごみ（事業）	3.4	2.7	6.2	3.9	4.0
焼却残渣	52.8	50.3	42.9	47.3	50.9
合計	101.0	86.8	86.2	80.5	81.0

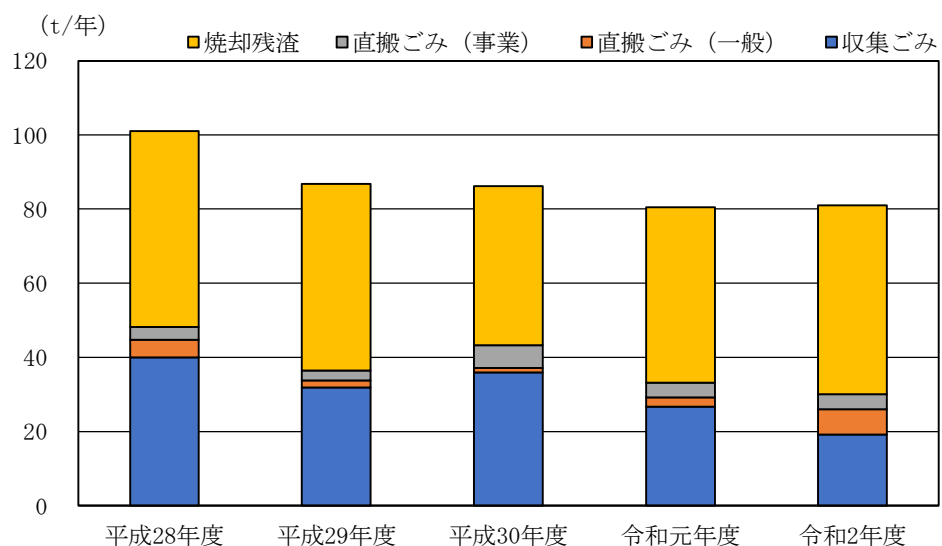


図3-4-1 最終処分量の推移

第5節 ごみ処理経費

ごみ処理経費の推移を表 3-5-1 及び図 3-5-1 に示します。

ごみ処理経費は、平成 28 年度及び平成 29 年度で 63,000 千円程度、平成 30 年度と令和元年度で 65,000 千円程度、令和 2 年度は 60,000 千円程度となっています。

収集運搬と最終処分に係る委託費が、増加傾向を示しています。

表3-5-1 ごみ処理経費

(千円)

区分	実績値				
	年度				
	平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
人件費	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
一般職	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
処理費	9,066	10,278	9,848	9,388	2,123
収集運搬費	3,120	2,902	2,435	2,504	2,123
中間処理費	0	0	0	0	0
最終処分費	5,946	7,376	7,413	6,884	0
車両等購入費	0	0	0	0	0
委託費	35,518	36,650	38,029	39,120	40,819
収集運搬委託費	22,162	22,940	23,588	24,198	25,080
中間処理委託費	0	0	0	0	0
最終処分委託費	13,356	13,710	14,441	14,922	15,739
組合分担金	10,535	7,429	9,103	9,524	9,152
合計	63,119	62,357	64,980	66,032	60,094

出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）

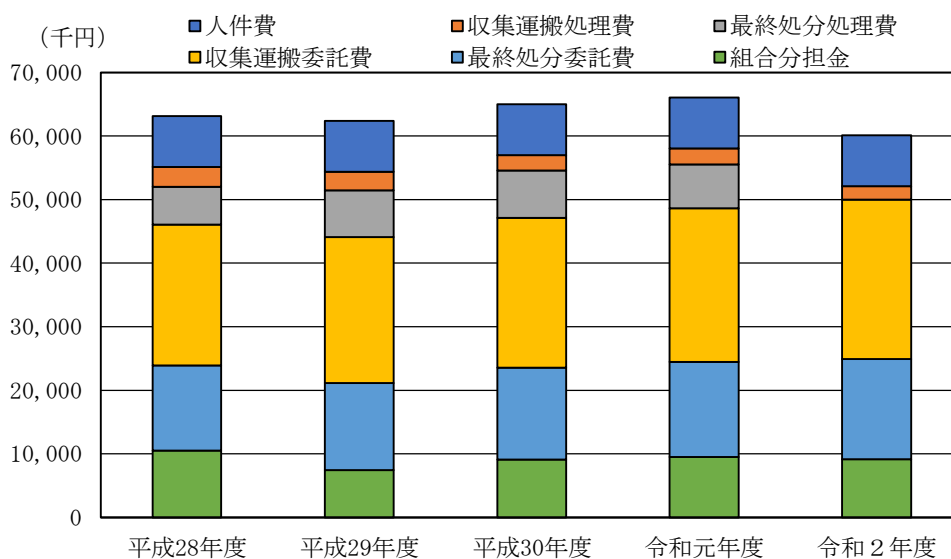


図3-5-1 ごみ処理経費の推移

第6節 廃棄物処理システムによる比較評価

平成 19 年 6 月に、環境省から「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」が公表され、同指針には循環型社会形成に向けた一般廃棄物処理システムの構築のため、「市町村は、当該市町村における一般廃棄物処理システムの改善・進歩の評価の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、市町村一般廃棄物処理システム比較分析表により、その結果を住民に対し、公表するものとする。」とされています。

「市町村一般廃棄物処理システム比較分析表」とは、表 3-6-1 及び図 3-6-1 に示すように、標準的な指標値によるものであり、環境省が公開している「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール（令和元年度版）」を活用して算出することができます。

算出された標準的な指標値と当該自治体の実績を比較することにより、自らの廃棄物処理システムを客観的に評価し、廃棄物処理システムの改善に取り組むことが期待されています。

そこで、「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果を表 3-6-1 に示します。本町における令和 2 年度実績と類似自治体（人口 5,000 人未満：142 自治体）の平均値を比較すると、各項目にいて次のとおり評価することができます。

【評価】

- ・ 人口一人一日当たりごみ総排出量：平均値を下回っており、良好であるといえます。
- ・ 資源回収率：平均値を下回っており、やや劣る傾向にあるといえます。
- ・ 最終処分される割合：平均値を下回っており、良好であるといえます。
- ・ 人口一人当たり年間処理経費：平均値を上回っており、経費が高い傾向にあるといえます。
- ・ 最終処分減量に要する費用：平均値を上回っており、経費が高い傾向にあるといえます。

表3-6-1 「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による算出結果

標準的な指標	人口一人一日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	廃棄物のうち最終 処分される割合 (t/t)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量に 要する費用 (円/t)
平均	0.899	0.238	0.161	21,753	75,833
最大	6.367	1.0	0.647	68,031	267,765
最小	0.295	0	0	4,407	11,561
標準偏差	0.576	0.168	0.154	10,964	40,717
本町実績	0.850	0.226	0.127	35,148	82,145
指数値	105.5	95.0	121.1	38.4	91.7

※指数値とは、平均値を 100 とした場合の対比值のこと。

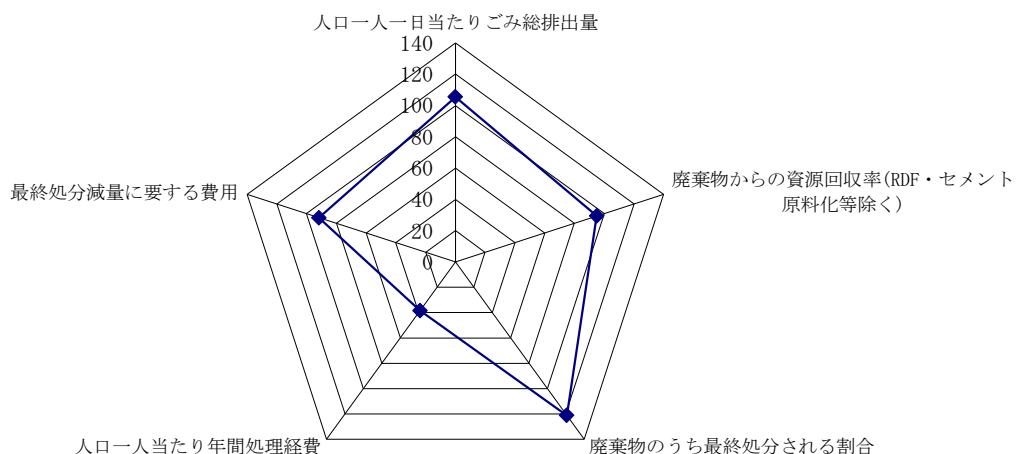


図3-6-1 標準的な指数値によるレーダーチャート

表3-6-2 標準的な算出方法

標準的な指標	算出式及び指数化の方法	指数の見方
人口一人一日当たり ごみ総排出量	算出式: $\text{ごみ総排出量} \div 365(\text{or } 366) \div \text{計画収集人口} \times 10^3$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、ごみ総排出量が少なくなる
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く)	算出式: $\text{資源化量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $\text{実績値} \div \text{平均値} \times 100$	指数が大きいほど、資源回収率は高くなる
廃棄物のうち最終処分 される割合	算出式: $\text{最終処分量} \div \text{ごみ総排出量}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、最終処分される割合は小さくなる
人口一人当たり年間処理経費	算出式: $\text{処理及び維持管理費} \div \text{計画収集人口}$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど、一人当たりの年間処理経費は少なくなる
最終処分減量に要する費用	算出式: $(\text{処理及び維持管理費} - \text{最終処分費} - \text{調査研究費}) \div (\text{ごみ総排出量} - \text{最終処分量})$ 指数化の方法: $(1 - [\text{実績値} - \text{平均値}] \div \text{平均値}) \times 100$	指数が大きいほど費用対効果は大きくなる

第7節 ごみ処理の課題

本町のごみ処理に係る各段階において、次のような課題があります。

1. 発生及び排出抑制・資源化に関する課題

【発生及び排出抑制に関する課題】

- ▶ 燃やせるごみ排出量は、年々減少傾向にありますが、1人1日当たりの燃やせるごみ排出量は、増加傾向にあります。

【資源化に関する課題】

- ▶ 資源回収率が類似自治体に対してやや低い※2傾向にあります。

※2：「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール」による。

2. 収集・運搬に関する課題

- ▶ 現状の収集区域及び収集・運搬体制は、今後も維持していく必要がありますが、近年の物価上昇などにより、収集・運搬に係る経費の増加が見込まれます。

3. 中間処理に関する課題

- ▶ 燃やせるごみ及び資源ごみの処理を行っている北しりべし廃棄物処理広域連合の中間処理施設で今後も継続して広域処理を行うのか、本町単体で処理体制を構築するのか、安定的・継続的な処理体制を検討する必要があります。

4. 最終処分に関する課題

- ▶ 積丹町クリーンセンターは平成13年度の施設稼働から20年が経過していますが、十分な埋立残余容量があり、施設の長期使用に際し、修繕計画の立案とその確実な実行が求められます。

第4章 ごみ排出量の予測

第1節 将来人口

将来人口の推移を表 4-1-1、図 4-1-1 に示します。

将来人口は、「第 2 期積丹町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（令和 2 年 3 月）」の将来人口とします。

表4-1-1 将来人口の推移

年 度	人口（人）
令和3	1,878
令和4	1,840
令和5	1,802
令和6	1,764
令和7	1,727
令和8	1,687
令和9	1,647
令和10	1,607
令和11	1,567
令和12	1,526
令和13	1,490

出典：第 2 期積丹町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略（令和 2 年 3 月）

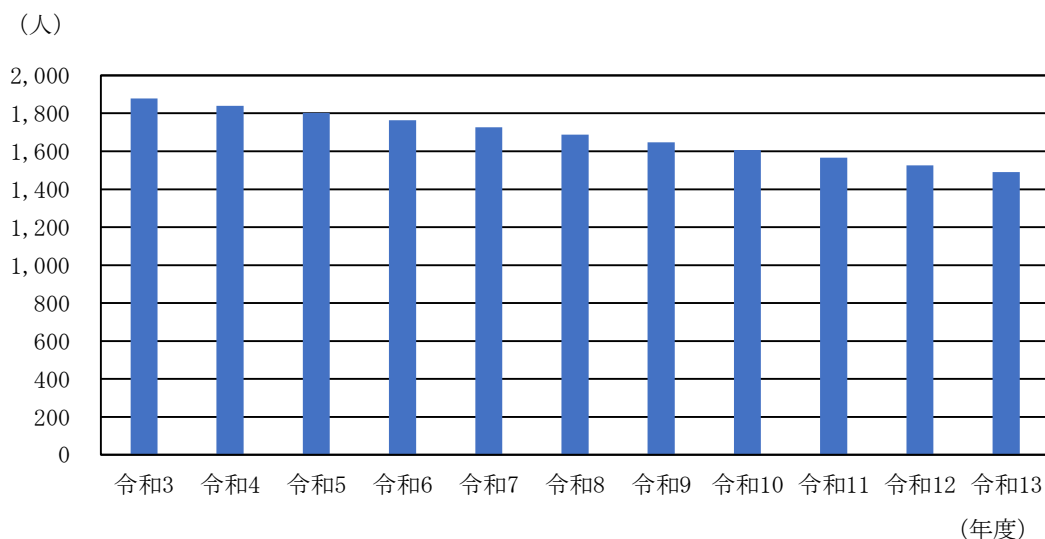


図4-1-1 将来人口の推移

第2節 ごみ排出量の予測

1. 計画手法とその手順

各ごみ排出量は、過去5年間のごみ排出量原単位実績（g/人・日）又は1日当たりのごみ排出量実績（t/日）を基に、回帰式による予測を行います。

中間処理量は、原単位に人口及び日数を乗じて算出した各年の計画ごみ量に各施設の処理率（焼却残渣率、破碎・選別処理残渣率など）を乗じて算出します。

① 直線式	【 $y=ax+b$ 】
② 分数式	【 $y=a/x+b$ 】
③ ルート式	【 $y=ax^{1/2}+b$ 】
④ 対数式	【 $y=a\log x+b$ 】
⑤ べき乗式	【 $y=ax^b$ 】
⑥ 指数式	【 $y=ab^x$ 】

回帰式とは、ある変数（目的変数）について、別の変数を用いて予測するための予測式です。

y：目的変数

x：説明変数

a、b：係数または定数

回帰式の当てはまり具合を示す尺度として、決定係数（最大値=1）があり、決定係数が大きいほど整合性が高いといえます。

本計画では、基本的には、平成28年度から令和2年度の過去5年間の実績を用いて回帰式による予測を行います。

採用する回帰式は、原則として決定係数が大きい回帰式を採用しますが、これまでのごみ排出量実績の推移などを考慮し、決定係数が最も大きい回帰式であっても、実情に即していないと考えられる場合は、直近年の実績を考慮した数値、あるいは、最も実情に即していると判断できる回帰式を採用します。

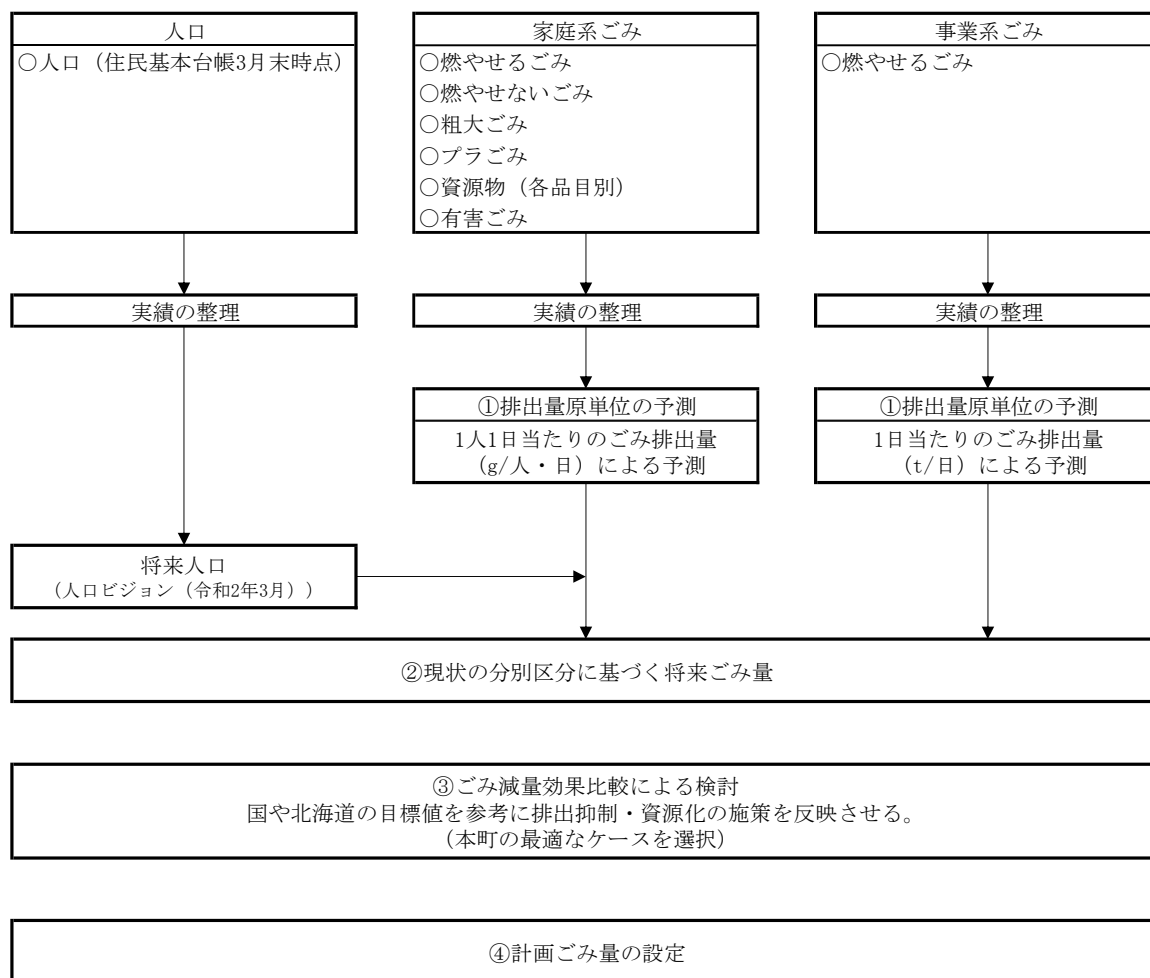


図4-2-1 将来人口及びごみ量推定フロー

2. 推計結果

現況推移の推計結果を表 4-2-1、ごみ処理量の推計結果を表 4-2-2 に示します。

表4-2-1 現況推移の推計結果

区分			単位	実績値					推計値											
				年度					年度											
				平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	
人口			(人)	2,179	2,099	2,027	1,951	1,916	1,878	1,840	1,802	1,764	1,727	1,687	1,647	1,607	1,567	1,526	1,490	
生活系	燃やせるごみ		(t/年)	354.8	349.4	349.3	345.7	339.2	339.7	337.4	335.5	331.4	328.0	323.7	320.0	314.2	309.1	303.6	299.6	
	燃やせないごみ		(t/年)	40.0	34.3	35.9	33.8	34.0	32.4	31.7	31.1	30.3	29.7	29.0	28.3	27.6	26.9	26.2	25.6	
	粗大ごみ※1		(t/年)	－	－	－	4.6	6.4	6.3	6.1	6.0	5.9	5.8	5.6	5.5	5.4	5.2	5.1	5.0	
	プラごみ		(t/年)	47.6	47.4	49.3	48.1	43.8	45.1	44.3	43.6	42.6	41.7	40.8	40.0	38.9	38.0	37.0	36.3	
	資源物	びん類	透明びん	(t/年)	7.0	6.6	6.6	5.9	5.8	5.7	5.5	5.3	5.2	5.0	4.9	4.7	4.5	4.4	4.3	4.1
			茶びん	(t/年)	9.7	8.8	8.3	8.2	7.8	7.6	7.5	7.3	7.1	7.0	6.8	6.7	6.5	6.3	6.1	6.0
			その他びん	(t/年)	2.8	2.8	2.6	2.5	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5
			生びん	(t/年)	3.0	2.9	3.0	2.5	2.2	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
			小計	(t/年)	22.5	21.1	20.5	19.1	18.1	17.8	17.2	16.6	16.1	15.6	15.2	14.7	14.1	13.6	13.2	12.7
		紙類	新聞	(t/年)	37.6	36.0	34.3	30.1	26.2	25.3	23.4	21.7	20.0	18.5	17.1	15.8	14.5	13.3	12.3	11.3
			段ボール	(t/年)	16.1	15.4	15.8	14.1	14.1	13.8	13.5	13.2	12.9	12.6	12.3	12.0	11.6	11.3	11.0	10.7
			雑誌	(t/年)	9.0	7.3	7.8	7.3	6.1	6.1	5.8	5.5	5.2	5.0	4.7	4.5	4.3	4.0	3.8	3.6
			紙パック	(t/年)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			小計	(t/年)	63.0	59.0	58.1	51.7	46.7	45.4	42.9	40.6	38.3	36.3	34.3	32.5	30.6	28.8	27.3	25.8
		古着・古布		(t/年)	0.5	0.5	0.3	0.6	0.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
		小型家電		(t/年)	2.8	3.5	2.0	1.8	2.3	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
		鉄くず類		(t/年)	20.9	13.7	14.5	0.0	0.0	14.6	14.3	14.0	13.7	13.4	13.1	12.8	12.5	12.2	11.8	11.6
		缶類		(t/年)	8.6	7.9	7.9	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.6	6.5	6.3	6.2	6.0	5.9	5.7	5.6
		ペットボトル		(t/年)	8.2	8.5	8.0	7.9	7.9	7.7	7.5	7.4	7.3	7.1	7.0	6.8	6.6	6.5	6.3	6.2
		資源物計		(t/年)	126.5	114.2	111.3	88.4	82.2	95.1	91.2	87.8	84.3	81.2	78.1	75.2	71.9	69.1	66.3	63.8
	有害ごみ		(t/年)	1.2	1.0	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
	生活系ごみ計		(t/年)	570.1	546.3	547.0	521.8	506.7	519.8	511.9	505.2	495.7	487.6	478.4	470.2	459.2	449.5	439.4	431.5	
	生活系ごみ計※2		(t/年)	394.8	383.7	385.2	384.1	379.6	378.4	375.2	372.6	367.6	363.5	358.3	353.8	347.2	341.2	334.9	330.2	
	1人1日生活系ごみ排出量原単位		(g/人・日)	716.80	713.06	739.33	730.74	724.54	758.31	762.21	766.00	769.89	773.53	776.93	780.02	782.88	785.90	788.88	791.25	
	1人1日生活系ごみ排出量原単位※2		(g/人・日)	496.39	500.83	520.64	537.91	542.80	552.03	558.67	564.95	570.93	576.66	581.89	586.93	591.93	596.55	601.27	605.49	
事業系ごみ※3			(t/年)	85.9	88.2	92.6	89.7	68.6	80.3	76.7	76.9	76.7	76.7	76.9	73.0	73.0	73.0	73.2		
ごみ総排出量			(t/年)	656.0	634.5	639.6	611.5	575.3	600.1	588.6	582.1	572.4	564.3	555.1	547.1	532.2	522.5	512.4	504.7	
1人1日ごみ総排出量原単位			(g/人・日)	824.81	828.18	864.49	856.36	822.63	875.46	876.41	882.60	889.01	895.21	901.49	907.59	907.33	913.53	919.94	925.48	

※1 粗大ごみの収集は、令和元年10月から開始しました。

※2 プラごみ、資源物、有害ごみを除きます。

※3 事業系ごみは、本町で把握している燃やせるごみ量を計上しています。

表4-2-2 ごみ処理量の推計結果

区分	単位	実績値					推計値										
		年度					年度										
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
①焼却処理量（家庭系燃やせるごみ+事業系ごみ）	（t/年）	440.7	437.6	441.9	435.4	407.8	420.0	414.1	412.4	408.1	404.7	400.4	396.9	387.2	382.1	376.6	372.8
②燃やさないごみ・粗大ごみ処理量	（t/年）	40.0	34.3	35.9	38.4	40.4	38.7	37.8	37.1	36.2	35.5	34.6	33.8	33.0	32.1	31.3	30.6
③資源化量	（t/年）	175.3	162.6	161.8	137.7	127.1	141.4	136.7	132.6	128.1	124.1	120.1	116.4	112.0	108.3	104.5	101.3
④焼却処理残渣量（①×11.3％）	（t/年）	52.8	50.3	42.9	47.3	50.9	47.5	46.8	46.6	46.1	45.8	45.3	44.9	43.8	43.2	42.6	42.1
⑤破碎選別残渣量（⑥+⑦+⑧）	（t/年）	48.2	36.5	43.3	33.1	30.0	31.1	30.3	29.7	29.0	28.5	27.8	27.1	26.5	25.7	25.1	24.6
⑥収集ごみ（②×58.5％）	（t/年）	40.0	31.9	35.9	26.7	19.2	22.7	22.1	21.7	21.2	20.8	20.3	19.8	19.3	18.8	18.3	17.9
⑦直搬ごみ（一般）（②×11.7％）	（t/年）	4.8	1.9	1.2	2.5	6.8	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.7	3.7	3.6
⑧直搬ごみ（事業）（②×10.0％）	（t/年）	3.4	2.7	6.2	3.9	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1
⑨埋立処分量（④+⑤）	（t/年）	101.0	86.8	86.2	80.5	81.0	78.6	77.1	76.3	75.1	74.3	73.1	72.0	70.3	68.9	67.7	66.7
⑩ごみ総排出量	（t/年）	656.0	634.5	639.6	611.5	575.3	600.1	588.6	582.1	572.4	564.3	555.1	547.1	532.2	522.5	512.4	504.7
⑪総資源化率（③÷⑩×100）	（％）	26.7	25.6	25.3	22.5	22.1	23.6	23.2	22.8	22.4	22.0	21.6	21.3	21.0	20.7	20.4	20.1
⑫最終処分率（⑨÷⑩×100）	（％）	15.4	13.7	13.5	13.1	14.1	13.1	13.1	13.1	13.1	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2	13.2

第3節 減量化・資源化目標

1. 国及び北海道の目標値

国及び北海道における減量化・資源化目標を整理して表 4-3-1 に示します。

「廃棄物処理基本方針」は、平成 13 年 5 月に策定され、平成 22 年 12 月に改正されました。その後、平成 28 年度以降の廃棄物減量化の目標などを定める必要があること、非常災害時に関する事項を追加することなどを踏まえて平成 28 年 1 月に改正されています。

また、「循環型社会形成推進基本計画」は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために平成 15 年 3 月に策定されました。循環型社会形成推進基本法の中で、循環型社会形成推進基本基本計画は概ね 5 年ごとに見直しを行うものとされていることから、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定されています。

さらに、北海道では、廃棄物系バイオマスの地域特性に応じた適切な再生利用や、地球温暖化防止・省エネルギーなどにも配慮した廃棄物処理施設の整備に向けた取り組みを推進することを目的として、令和 2 年 3 月に「北海道廃棄物処理計画【第 5 次】」が策定されています。

表4-3-1 国及び北海道における減量化・資源化目標

区分		廃棄物処理基本方針	第四次循環型社会形成推進基本計画	北海道廃棄物処理計画【第5次】
策定年月		平成28年1月	平成30年6月	令和2年3月
基準年度		平成24年度	-	平成29年度
目標年度		平成32年度	令和7年度	令和6年度
排出削減	排出量 (t/年)	約12%削減	-	排出量：1,700千t (約10%削減) 以下
	1人1日当たりの ごみ排出量 (g/人・日)	-	約850	900
	1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	-	約440※	550
再生利用率		約27%	-	30%以上
最終処分量		約14%削減	-	250千t (約20%削減) 以下

※資源化等を行っているプラごみ、資源物、有害ごみを除く

2. 国及び北海道の目標値との比較

国及び北海道の目標値と現況推移との比較を表 4-3-2 に示します。

(1) 第四次循環型社会形成推進基本計画と現況推移の比較

「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、令和 7 年度において 1 人 1 日当たりごみ総排出量の目標値が 850g/人・日と示されており、目標値に対して、現況推移における推計結果が 895.21g/人・日となるため、約 45g 達成できていません。

同様に令和 7 年度において 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の目標値が 440g/人・日と示されており、目標値に対して、現況推移における推計結果が 576.66g/人・日となるため、約 137g 達成できていません。

(2) 北海道廃棄物処理計画【第 5 次】と現況推移の比較

「北海道廃棄物処理計画【第 5 次】」では、令和 6 年度において 1 人 1 日当たりごみ総排出量の目標値が 900g/人・日と示されており、目標値に対して、現況推移における推計結果が、889.01g/人・日となるため、目標を達成できます。

同様に令和 6 年度において 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の目標値が 550g/人・日と示されており、目標値に対して、現況推移における推計結果が、769.89g/人・日となるため、約 220g 達成できていません。

表4-3-2 国及び北海道の目標値と現況推移との比較

		本計画（現況推移）			第四次循環型社会形成推進基本計画		北海道廃棄物処理計画【第5次】	
		1人1日当たり ごみ総排出量	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 ※	1人1日当たり ごみ総排出量	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量 ※	1人1日当たり ごみ総排出量	1人1日当たり 家庭系ごみ排出量
		(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)	(g/人・日)
実 績	平成28年度	824.81	716.80	496.39				
	平成29年度	828.18	713.06	500.83				
	平成30年度	864.49	739.33	520.64				
	令和元年度	856.36	730.74	537.91				
	令和2年度	822.63	724.54	542.80				
推 計 値	令和3年度	875.46	758.31	552.03				
	令和4年度	876.41	762.21	558.67				
	令和5年度	882.60	766.00	564.95				
	令和6年度	889.01	769.89	570.93			900	550
	令和7年度	895.21	773.53	576.66	850	440		
	令和8年度	901.49	776.93	581.89				
	令和9年度	907.59	780.02	586.93				
	令和10年度	907.33	782.88	591.93				
	令和11年度	913.53	785.90	596.55				
	令和12年度	919.94	788.88	601.27				
	令和13年度	925.48	791.25	605.49				

※資源化等を行っているプラごみ、資源物、有害ごみを除く

第4節 排出抑制及び資源化施策

ごみの発生及び排出抑制、減量化、資源化施策については、本町、町民、事業者との連携によって施策そのものが共通認識され、減量効果や資源化の向上につながり、その結果、顕著にして数値に表れる例はあるものの、種々の啓発活動など数値に表れない施策も少なくありません。

ここでは、主に数値に表れる施策について条件を設定し、将来推計値として試算します。

1. 施策ケースの設定

「北海道廃棄物処理計画【第5次】」と現況推移における推計結果を考慮して、家庭系ごみ排出量のうち最も多い燃やせるごみに対して、令和4年度以降、前年度の予測結果から、生ごみの水切りを行うことにより、毎年6g/人・日の減量を設定します。

2. ごみの減量目標値の設定

計画目標年度に100g/人・日を削減することを目標として設定します。

■1人1日当たりの生活系ごみ排出量を計画目標年度の令和13年度において、100g/人・日削減することとします。

3. 推計結果

施策を講じた場合の推計結果を表4-4-1、ごみ処理量の推計結果を表4-4-2に示します。

表4-4-1 施策を講じた場合の推計結果

区分			単位	実績値					推計値											
				年度					年度											
				平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13	
人口			(人)	2,179	2,099	2,027	1,951	1,916	1,878	1,840	1,802	1,764	1,727	1,687	1,647	1,607	1,567	1,526	1,490	
生活系	燃やせるごみ		(t/年)	354.8	349.4	349.3	345.7	339.2	339.7	337.4	327.4	315.7	305.3	294.6	284.8	273.6	263.3	253.1	244.5	
	燃やせないごみ		(t/年)	40.0	34.3	35.9	33.8	34.0	32.4	31.7	31.1	30.3	29.7	29.0	28.3	27.6	26.9	26.2	25.6	
	粗大ごみ※ ¹		(t/年)	－	－	－	4.6	6.4	6.3	6.1	6.0	5.9	5.8	5.6	5.5	5.4	5.2	5.1	5.0	
	プラごみ		(t/年)	47.6	47.4	49.3	48.1	43.8	45.1	44.3	43.6	42.6	41.7	40.8	40.0	38.9	38.0	37.0	36.3	
	資源物	びん類	透明びん	(t/年)	7.0	6.6	6.6	5.9	5.8	5.7	5.5	5.3	5.2	5.0	4.9	4.7	4.5	4.4	4.3	4.1
			茶びん	(t/年)	9.7	8.8	8.3	8.2	7.8	7.6	7.5	7.3	7.1	7.0	6.8	6.7	6.5	6.3	6.1	6.0
			その他びん	(t/年)	2.8	2.8	2.6	2.5	2.3	2.3	2.2	2.1	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.5
			生びん	(t/年)	3.0	2.9	3.0	2.5	2.2	2.2	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5	1.4	1.3	1.2	1.1
			小計	(t/年)	22.5	21.1	20.5	19.1	18.1	17.8	17.2	16.6	16.1	15.6	15.2	14.7	14.1	13.6	13.2	12.7
		紙類	新聞	(t/年)	37.6	36.0	34.3	30.1	26.2	25.3	23.4	21.7	20.0	18.5	17.1	15.8	14.5	13.3	12.3	11.3
			段ボール	(t/年)	16.1	15.4	15.8	14.1	14.1	13.8	13.5	13.2	12.9	12.6	12.3	12.0	11.6	11.3	11.0	10.7
			雑誌	(t/年)	9.0	7.3	7.8	7.3	6.1	6.1	5.8	5.5	5.2	5.0	4.7	4.5	4.3	4.0	3.8	3.6
			紙パック	(t/年)	0.3	0.3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
			小計	(t/年)	63.0	59.0	58.1	51.7	46.7	45.4	42.9	40.6	38.3	36.3	34.3	32.5	30.6	28.8	27.3	25.8
		古着・古布		(t/年)	0.5	0.5	0.3	0.6	0.0	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3
		小型家電		(t/年)	2.8	3.5	2.0	1.8	2.3	2.1	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.7	1.7	1.6	1.6
		鉄くず類		(t/年)	20.9	13.7	14.5	0.0	0.0	14.6	14.3	14.0	13.7	13.4	13.1	12.8	12.5	12.2	11.8	11.6
		缶類		(t/年)	8.6	7.9	7.9	7.3	7.2	7.1	6.9	6.8	6.6	6.5	6.3	6.2	6.0	5.9	5.7	5.6
		ペットボトル		(t/年)	8.2	8.5	8.0	7.9	7.9	7.7	7.5	7.4	7.3	7.1	7.0	6.8	6.6	6.5	6.3	6.2
		資源物計		(t/年)	126.5	114.2	111.3	88.4	82.2	95.1	91.2	87.8	84.3	81.2	78.1	75.2	71.9	69.1	66.3	63.8
	有害ごみ		(t/年)	1.2	1.0	1.2	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	
	生活系ごみ計		(t/年)	570.1	546.3	547.0	521.8	506.7	519.8	511.9	497.1	480.0	464.9	449.3	435.0	418.6	403.7	388.9	376.4	
	生活系ごみ計※ ²		(t/年)	394.80	383.70	385.20	384.10	379.60	378.40	375.20	372.60	367.60	363.50	358.30	353.80	347.20	341.20	334.90	330.20	
	1人1日生活系ごみ排出量原単位		(g/人・日)	716.80	713.06	739.33	730.74	724.54	758.31	762.21	753.72	745.50	737.52	729.67	721.63	713.66	705.82	698.22	690.21	
	1人1日生活系ごみ排出量原単位※ ²		(g/人・日)	496.39	500.83	520.64	537.91	542.80	552.03	558.67	552.66	546.55	540.65	534.63	528.53	522.71	516.47	510.60	504.46	
事業系ごみ※ ³			(t/年)	85.9	88.2	92.6	89.7	68.6	80.3	76.7	76.9	76.7	76.7	76.9	73.0	73.0	73.0	73.2		
ごみ総排出量			(t/年)	656.0	634.5	639.6	611.5	575.3	600.1	588.6	574.0	556.7	541.6	526.0	511.9	491.6	476.7	461.9	449.6	
1人1日ごみ総排出量原単位			(g/人・日)	824.81	828.18	864.49	856.36	822.63	875.46	876.41	870.31	864.63	859.20	854.24	849.20	838.11	833.46	829.28	824.44	

※1 粗大ごみの収集は、令和元年10月から開始しました。

※2 プラごみ、資源物、有害ごみを除きます。

※3 事業系ごみは、本町で把握している燃やせるごみ量を計上しています。

表4-4-2 施策を講じた場合のごみ処理量の推計結果

区分	単位	実績値					推計値										
		年度					年度										
		平成28	平成29	平成30	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11	令和12	令和13
①焼却処理量（家庭系燃やせるごみ+事業系ごみ）	（t/年）	440.7	437.6	441.9	435.4	407.8	420.0	414.1	404.3	392.4	382.0	371.3	361.7	346.6	336.3	326.1	317.7
②燃やさないごみ・粗大ごみ処理量	（t/年）	40.0	34.3	35.9	38.4	40.4	38.7	37.8	37.1	36.2	35.5	34.6	33.8	33.0	32.1	31.3	30.6
③資源化量	（t/年）	175.3	162.6	161.8	137.7	127.1	141.4	136.7	132.6	128.1	124.1	120.1	116.4	112.0	108.3	104.5	101.3
④焼却処理残渣量（①×11.3％）	（t/年）	52.8	50.3	42.9	47.3	50.9	47.5	46.8	45.7	44.4	43.2	42.0	40.9	39.2	38.0	36.9	35.9
⑤破碎選別残渣量（⑥+⑦+⑧）	（t/年）	48.2	36.5	43.3	33.1	30.0	31.1	30.3	29.7	29.0	28.5	27.8	27.1	26.5	25.7	25.1	24.6
⑥収集ごみ（②×58.5％）	（t/年）	40.0	31.9	35.9	26.7	19.2	22.7	22.1	21.7	21.2	20.8	20.3	19.8	19.3	18.8	18.3	17.9
⑦直搬ごみ（一般）（②×11.7％）	（t/年）	4.8	1.9	1.2	2.5	6.8	4.5	4.4	4.3	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9	3.7	3.7	3.6
⑧直搬ごみ（事業）（②×10.0％）	（t/年）	3.4	2.7	6.2	3.9	4.0	3.9	3.8	3.7	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	3.2	3.1	3.1
⑨埋立処分量（④+⑤）	（t/年）	101.0	86.8	86.2	80.5	81.0	78.6	77.1	75.4	73.4	71.7	69.8	68.0	65.7	63.7	62.0	60.5
⑩ごみ総排出量	（t/年）	656.0	634.5	639.6	611.5	575.3	600.1	588.6	574.0	556.7	541.6	526.0	511.9	491.6	476.7	461.9	449.6
⑪総資源化率（③÷⑩×100）	（％）	26.7	25.6	25.3	22.5	22.1	23.6	23.2	23.1	23.0	22.9	22.8	22.7	22.8	22.7	22.6	22.5
⑫最終処分率（⑨÷⑩×100）	（％）	15.4	13.7	13.5	13.1	14.1	13.1	13.1	13.1	13.2	13.2	13.3	13.3	13.4	13.4	13.4	13.5

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本方針

1. 基本理念

本町では、これまで各種のごみの減量・資源化施策を行うことで、制度面や経済面において、町民にインセンティブ（動機付け）を与えてきました。本町のごみ処理施策と町民の協力により一定の成果が得られていますが、今後、さらにごみの減量・資源化を促進するためには、町民一人ひとりの取り組みが必要となります。

そこで本計画の基本理念を以下のように設定します。

一人ひとりが取り組む循環型のまちづくり

2. 基本方針

(1) 本町、町民、事業者の連携・協働による3Rの推進

本町、町民、事業者それぞれが担うべき役割や責任を明確にし、相互に理解を深め協力して3Rを推進し、ごみの総排出量の削減に努めます。

(2) ライフスタイルや事業活動の見直しと取り組み

町民のライフスタイルや事業者の事業活動の変革に必要な啓発・教育や情報提供を行い、一人ひとりの取り組みを促します。

(3) 廃棄物の適正処理

ごみの排出から最終処分に至るまで廃棄物の安全で適正な処理を行い、かつ、環境に配慮した廃棄物処理システムの整備と維持に努めます。

第2節 発生及び排出抑制のための方策

1. 本町における方策

ごみの発生及び排出抑制に関し、適切に普及啓発や情報提供などを行うことにより町民・事業者の自主的な取り組みを進めます。

(1) 町民の取り組みに対する促進・支援

- ・町民による自主的な取り組みを促進するため、家庭における排出抑制・資源化に関する情報提供や啓発の充実を図ります。
- ・生ごみの資源化（堆肥化）を促進するため、生ごみ処理容器の購入補助を継続します。
- ・過剰包装や使い捨て容器の購入・使用の自粛及び詰め替え製品やリターナブル容器の購入・使用を呼びかけます。
- ・買い物袋を持参するマイバッグ運動の実施とレジ袋削減への協力を要請します。
- ・グリーンコンシューマー（できるだけ環境に配慮した製品を選んで購入する消費者）活動に努めます。
- ・資源物をできる限りリサイクルするために、分別の協力を引き続き要請します。
- ・NPOやごみ問題に取り組むボランティア団体と連携するとともに、これら団体の育成・支援に努めます。
- ・自治会などを中心とした組織づくりやネットワーク化について検討します。
- ・ごみ問題に対する意識向上強化のために、ごみ処理施設の見学会などの開催を検討します。

(2) 事業者の取り組みに対する促進・支援

- ・多量にごみを排出する一般廃棄物排出事業者が策定する減量化計画の策定指導に努めます。
- ・事業所による自主的な取り組みを促進するために、ごみ減量・リサイクルなどに関する取り組み事例などの情報提供を検討します。
- ・簡易包装やレジ袋削減などの取り組みへの協力を促します。
- ・小売店が実施する店頭での資源物回収などについて支援します。

(3) 行政の率先行動

- ・ごみの排出抑制を含めた環境配慮に対する総合的な取り組みに係る仕組みを構築するための検討を行います。
- ・行政は、町民・事業者の規範となるよう率先してごみの排出抑制などに取り組むとともに、その取り組みについての情報公開に努めます。
- ・再生品や環境に配慮した商品を積極的に購入・使用し、グリーンコンシューマーの規範となるように努めます。

2. 町民における方策

町民は、まず、無駄な物を買わないようにし、商品の購入に当たっては容器包装廃棄物の排出の少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品及び再生品の選択に努めるとともに、商品の使用に当たっては、故障時の修理の励行などにより、なるべく長時間使用することに努め、自ら排出するごみの排出抑制に取り組むこととします。

- ・未使用食品の廃棄や、食べ残しが発生しないよう、食品購入の際には、余分なものを買わないようにします。また、エコクッキングの実践を心がけます。
- ・過剰包装や使い捨て容器の購入・使用の自粛を行い、詰め替え製品やリターナブル容器を購入・使用するように努めます。
- ・買い物袋（マイバッグ）を持参するように努めます。
- ・グリーンコンシューマー活動を推進します。
- ・資源物をできる限りリサイクルするため、分別に協力します。
- ・生ごみの堆肥化が可能な家庭では、堆肥化に協力します。
- ・自治会などを中心とした自主的なごみ減量・リサイクルへの組織的取り組みを検討します。
- ・ごみ処理施設の見学会などへの参加に努め、ごみ減量・資源化意識を高めるようにします。

3. 事業者における方策

事業者は、物の製造、加工、販売などの各段階で、排出抑制に努めるとともに、商品がごみとなった場合に、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、取り組むこととします。

- ・多量にごみを排出する一般廃棄物排出事業者において、減量化計画を策定し、計画を実施することで、ごみの減量・資源化に努めます。
- ・簡易包装やレジ袋削減、店頭での資源物回収などの取り組みに努めます。
- ・食品関連事業者（製造、加工、小売業、飲食店など）は、食品リサイクル法に則り、食品のリサイクルに努めます。
- ・小売業者、観光業者を中心に、観光ごみの実態把握と、観光客のマナー向上に協力します。
- ・OA用紙の使用量削減と、民間の資源化業者の利用によるOA用紙のリサイクルを進めます。
- ・再生品の販売や店頭での資源回収を行っていることを、町民が把握できるよう努めます。

第3節 排出抑制・再資源化計画

(1) 生ごみ減量のための行動

- ・未使用食品の廃棄や、食べ残しが発生しないよう、食品購入の際には、余分なものを買わないよう努めます。
- ・買い物前には、冷蔵庫の中を点検して、必要のないものを買わないようにします。
- ・食品の期限表示を確認し、期限内に食べることを心がけ、食品の鮮度保持の工夫に努めます。
- ・まだ、食べられる食品を捨てないようにするために、食事を作りすぎないようにします。残ったら別の料理にアレンジするなど工夫して食べるよう努めます。
- ・野菜の皮や魚の骨、大根の葉など、これまで捨てるが多かった部分も手を加えることにより食べられる部分は、可能な限り食べるよう努めます。
- ・EM菌や生ごみ処理容器などを利用し、堆肥化に努めます。
- ・生ごみを捨てる時はしっかり水切りを行い、水分を減らすように努めます。

(2) O A用紙の排出抑制のための行動

- ・無駄な印刷（コピー）を行わないよう努めます。
- ・できるだけ両面印刷（コピー）を行い、片面印刷した用紙は機密書類などを除き、裏をメモ用紙として利用するなど、排出抑制に努めます。
- ・事業者は、ごみ減量計画を作成し、計画にO A用紙削減策を盛り込み、計画に沿って減量していくよう努力します。
- ・本町は、事業所による自主的な取り組みを促進するため、ごみ減量・リサイクルなどに関する取り組みの情報提供に努めます。
- ・本町は、事業系ごみのごみ量とごみ質を把握し、事業系ごみが増加傾向を示したり、減量が進まない場合には、多量に排出されるO A用紙などの品目の処理施設への受け入れ制限などの対策を検討します。

(3) リサイクル率向上のための行動

- ・ビン類、紙類、缶類、ペットボトル、プラごみの分別を徹底し、資源化するように努めます。
- ・事業系ごみについても生活系ごみと同等の分別精度を目指します。
- ・O A用紙の排出の多い事業所では紙類の資源化、飲食店では生ごみの資源化など、町と事業者で、各事業所でのごみの排出特性に合わせたごみの資源化を検討します。
- ・本町は、EM菌や生ごみ処理容器などの使用を奨励するとともに、家庭や事業所で行われている生ごみの堆肥化などの資源化を把握します。

第4節 収集運搬計画

収集区域及び収集運搬体制は現状を維持することとし、ごみの収集は引き続き委託事業者が行います。

今後、収集車両の買い換えなどがある場合には、バイオディーゼル燃料車や CNG（天然ガス）自動車などの環境に配慮した収集運搬機材の導入を進めるよう委託事業者に提案していきます。

本町では、明らかに事業系ごみと分かるごみについては収集しません。事業活動により発生する事業系一般廃棄物は、事業者の責任において処理することが法により義務づけられていますので、事業系ごみは事業者が直接施設に持ち込むか、許可業者が収集を行うことにします。

第5節 中間処理計画

中間処理を含むごみ処理体制は現状を維持することとします。

燃やせるごみは、北しりべし廃棄物処理広域連合の北しりべし広域クリーンセンターで焼却処理を行います。

資源物も現況と同様に、缶類は北後志クリーンセンター、びん類、紙類、ペットボトルは北後志リサイクルセンターで処理を行うものとします。

燃やせないごみ、粗大ごみについても、引き続き積丹町クリーンセンターで処理します。

第6節 最終処分計画

積丹町クリーンセンターでの埋立処分を継続します。

ただし、施設稼働から 20 年が経過しているため、今後の長期使用に際し、修繕計画を立案・実行のうえ、今後も安全かつ安定的に処理を行えるように適正な維持管理を行います。

第7節 その他

1. 災害廃棄物に関する事項

(1) 災害廃棄物処理体制の構築

大規模な地震や水害などの発生時には、がれきなどの災害廃棄物が大量に発生し、平常時の収集・運搬体制、処理・処分体制などが十分に機能しないことが想定されます。

災害発生時に備えて、災害廃棄物の処理フロー、各種支援協定の締結、仮置場の整備、資機材の備蓄、処理施設の強靱化及び堅牢化、タイムラインの立案など、具体的な対策について調査・検討し、処理体制を構築していきます。

(2) 支援協定締結先との連携強化

災害による被害が甚大で、災害廃棄物が大量に発生した場合には、本町単独で処理することは困難です。北海道及び協定締結先からの支援を受け、円滑に処理を推進する必要があります。

そのため、北海道及び協定締結先とは、平常時から、被災時を想定した体制づくりや研修会、講習会、訓練などを協働で行うなど連携の強化に努めます。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

町民の生活環境を保全するとともに、迅速かつ適正な災害廃棄物処理ができるように、災害廃棄物対策指針（環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室）に基づき、北海道災害廃棄物処理計画（平成 30 年 3 月）と相互に整合性が図られた災害廃棄物処理計画の策定に向けて検討します。

2. 不適性処理・不法投棄対策

不適正処理（野外焼却など）や不法投棄という行為は、循環型社会を形成するうえでの大きな障害となります。この問題を解決するために、本町、町民、事業者が一丸となって、更なる取り組みを進めていきます。